

令和6年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月18日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
北 條 利 雄 君	8
緑 川 茂 君	22
森 田 重 男 君	27
森 隆 之 君	30
窪 木 浩 一 君	34
青 戸 義 之 君	36
本 郷 弘 義 君	39
遠 藤 貴 人 君	44
報告第3号の上程、説明、質疑	49
報告第4号の上程、説明、質疑	51
承認第1号の上程、説明、質疑、採決	52
議案第58号の上程、説明	53
議案第59号～議案第67号の上程、説明	54

議案第 6 8 号の上程、説明	6 0
議案第 6 9 号の上程、説明	6 1
議案第 7 0 号の上程、説明	6 1
認定第 1 号～認定第 9 号の上程、説明	6 2
監査報告	7 3
議員派遣の件	7 5
散会の宣告	7 5

第 2 号 （9 月 2 5 日）

議事日程	7 7
本日の会議に付した事件	7 9
出席議員	7 9
欠席議員	7 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 9
職務のため出席した者の職氏名	8 0
開議の宣告	8 1
議事日程の報告	8 1
諸般の報告	8 1
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	8 1
議案第 5 9 号～議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	8 2
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	8 4
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	8 4
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	8 5
認定第 1 号～認定第 9 号の質疑、討論、採決	8 6
議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について	8 8
日程の追加	8 8
議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
同意第 1 号の上程、説明、採決	9 0
同意第 2 号～同意第 3 号の上程、説明、採決	9 2
閉会の宣告	9 3

署名議員..... 9 5

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第5回鯨川村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月18日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第 3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

報告内容の説明・審査結果報告・質疑

日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（和解）

報告内容の説明・質疑

日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度鯨川村一般会計補正予算（第2号））

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 8 議案第58号 鯨川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 9 議案第59号 令和6年度鯨川村一般会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第10 議案第60号 令和6年度鯨川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）

提案理由の説明

日程第11 議案第61号 令和6年度鯨川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第2号）

提案理由の説明

日程第12 議案第62号 令和6年度鯨川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

- 日程第 1 3 議案第 6 3 号 令和 6 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
提案理由の説明
- 日程第 1 4 議案第 6 4 号 令和 6 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）
提案理由の説明
- 日程第 1 5 議案第 6 5 号 令和 6 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
提案理由の説明
- 日程第 1 6 議案第 6 6 号 令和 6 年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
提案理由の説明
- 日程第 1 7 議案第 6 7 号 令和 6 年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
提案理由の説明
- 日程第 1 8 議案第 6 8 号 鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略「基本構想」の策定について
提案理由の説明
- 日程第 1 9 議案第 6 9 号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について
提案理由の説明
- 日程第 2 0 議案第 7 0 号 福島県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
提案理由の説明
- 日程第 2 1 認定第 1 号 令和 5 年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 2 2 認定第 2 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 2 3 認定第 3 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 2 4 認定第 4 号 令和 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 2 5 認定第 5 号 令和 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 26 認定第 6 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 27 認定第 7 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 28 認定第 8 号 令和 5 年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 29 認定第 9 号 令和 5 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 30 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9 名）

1 番	窪 木 浩 一 君	2 番	本 郷 弘 義 君
3 番	青 戸 義 之 君	5 番	森 田 重 男 君
6 番	森 隆 之 君	7 番	遠 藤 貴 人 君
8 番	北 條 利 雄 君	9 番	緑 川 茂 君
10 番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	矢 吹 かおり 君
住 民 福 祉 課 長	齋 藤 利 己 君	農 林 商 工 課 長	我 妻 正 紀 君

地域整備
課づくり
村進室長
会管理計
出納者兼
室長

鈴木 隆寛 君
船 木 博 枝 君
鈴 木 千鶴子 君

教育課長 渡 邊 敬 君
代表委員 森 洋 君
監査委員

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局
会長

古 舘 甚 子

書 記 鈴 木 庄 悟

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第5回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員に出席を求めました。

次に、代表監査委員より例月出納検査結果及び令和5年度決算等審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

7月30日、東白衛生組合第2回臨時会が開催され、組合議会議員、森田重男議員より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

また、8月8日、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情等文書表のとおりであります。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

なお、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

令和6年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたりご多用のところご参集賜り誠にありがとうございます。

本定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

朝夕、少しずつ秋の訪れが感じられる季節を迎え、四方に目を移しますと、黄金色に実った稲穂が収穫の時期を待つかのように頭をもたげ、小鳥や昆虫がその恵みを謳歌するように周りを乱舞する光景を見ますと、里山の恵み、恩恵によって命を育んできた私たちにとって、その営みに感謝し、後世に守ってはいかなければならない田園風景であると痛感させられます。

今、就農者の高齢化、後継者不足により、耕作放棄地が年々増え、その対応、対策は里山景観を維持管理していく上でも大変大切な施策だと捉えております。村では、若者への新規就農者支援、未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業などにより、農業人口の維持拡充のための事業を展開しているところであり、今議会の補正予算におきましても機械等導入支援に対しまして申請者数が当初の見込みより上回り、増額補正したところであります。

今定例会の一般質問にも多くありました農業施策、そして、環境の整備や村の美しい景観を守るとともに、命の源であります安全・安心な食の供給のためにも大変重要であると考えますので、中山間地域等直接支払制度と併せて対応してまいります。

また、将来の村を担う子供たちへの支援、育成も大変大切であると考えます。私は村長就任後いち早く給食費の無償化、各教科の検定料の全額支援、そして、現在進めております幼保小中義務教育学校の早期設立に向けて公立学校等複合施設基本設計事業費8,000万、プロポーザル要領委託仕様書作成業務費600万を今定例会の補正予算に計上いたしました。子供たちを育み、未来の可能性を引き出すための教育環境の整備は大変重要であると考えますの

で、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後も定住人口の維持拡充に向けての環境の整備、魅力ある食材の研究と提供、教育環境の充実、保育園留学などによる関係人口の創出を図るとともに、高齢化社会やコロナ感染症への対応、防災・防犯など、山積する課題に取り組んでまいります。議員の皆様にはご支援とご協力をお願いいたします。

さて、9月定例会でご審議いただきたく願いますのは、報告2件、承認1件、議案13件、認定9件であります。議員の皆様には慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、今定例会の開会に当たっての挨拶とします。よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって

1番 窪 木 浩 一 君 及び

2番 本 郷 弘 義 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定の件について議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 報告の前に文言の取消しと修正をお願いいたします。

昨年12月の令和5年度第7回鮫川村議会定例会の運営報告の中で、「一部の一般質問を不許可とし、その後、一般質問の取下げがありました」との文言を取消し、「一般質問の本人取下げ2件がありました」と修正願います。

理由といたしまして、「不許可」という文言は「許可までいかなかったもの」という意味合いで使用いたしましたが、人によっては「許可をしなかった」と受け取る方もいて、誤解を招く文言となったため取消しといたします。議員皆様をはじめ村民の方々にご迷惑をおか

けしましたこと、この場をお借りして改めてお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

さて、今議会の報告ですが、去る9月5日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和6年第5回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、決算案9件を含む村長提出議案25件です。このほか陳情書等1件は、鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により議員配付といたしました。

次に、一般質問ですが、8名、12件の通告があり、いずれも通告どおり質問を許可するべきものと認めました。

会期につきましては、本日9月18日から25日までの8日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月25日までの8日間と決定いたしました。

なお、議員、皆さんに申し上げます。

上着着脱は任意といたします。今日は猛暑が予想されておりますので。ただ、一般質問に登壇される方は上着着用でお願いしたいと思います。

◎一般質問

○議長（前田武久君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

○8番（北條利雄君） おはようございます。8番、北條でございます。

今般の定例会に通告どおり2点の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、業務改革についてであります。

業務改革とは、業務が本来成し遂げるべき目的を達成するために既存の業務プロセス、経過、過程、行程、手順、進行、成り行きとか手続といった意味の一連の流れ、事の運びという基本であります。この制度を大幅に見直して新しいプロセスを構築することです。本村でも業務改革、BPRですか、ビジネス、要するに仕事や事業、プロセス、一連の流れ、リエンジニアリング、既存の管理方法とか業務を抜本的に見直し、変更することの業務支援事業が令和5年度、事業費1,600万円で実施されております。

業務改革と混同されやすい言葉に業務改善がございますが、これらは異なる取組であります。業務改善は、現状の業務プロセスを残す前提で、より効率的な方法になるよう改善する取組であり、日々の業務の中で少しずつ行うことです。一方で業務改革は、現状の業務プロセス自体を見直す前提で、根本的、抜本的、劇的にプロセスを改革する取組になります。そのため、業務改革のほうが成功したときに得られるリターンや戻りや復帰、これは大きく、その分難易度も高くなり、時間をかけて取り組まなければなりません。

このように変化の大きさと取組という観点で、業務改革と業務改善は異なります。業務改革、業務改善のどちらも組織の成長には必要であります。それぞれの目的や使用シーン、場面、これらの違いを理解した上で適切に取り組むことが大切であります。

次について伺っていきます。

1つは、組織全体の業務効率化、2つは、住民サービス満足度の向上、3つ目は、職員の働き方改革と長時間労働の是正、4つは、職員のモチベーション、目標に向けて動くための原動力になります。5つは、DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術を活用して生活や業務を変更することの推進であります。

次に、業務改革の5つのステップ、足取り等の段階、踏み出す、そういうものについてです。1つは、方針の策定、2つは、業務フロー、流れの分析、3つは、業務プロセス、一連の流れ、この中身の再設計であります。4つは、実施であります。5つは、モニタリング、監視、観察、観測を意味し、対象の状態を継続または定期的に観察、記録することや、効果測定を行うことです。これらについて、まず伺ってまいります。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 北條利雄議員の1つ目のご質問、業務改革についてお答えいたします。

1点目、業務改革が必要とされる理由について。

組織全体の業務効率化につきましては、昨年度から業務改革に取り組んだ背景といたしまして、本村における待ったなしの人口減少がございます。令和6年9月1日現在の村の住民基本台帳に基づく人口は2,862人であり、直近5年で約450人、1年当たりで90人が減少していることとなります。

また、令和5年度に生まれた子供は8人、今年度の見込みも8人、高齢化率は今年1月1日現在で43.5%となり、この先10年後には村の総人口は2,000人を切ってくる可能性もあると考えております。

このような中、現在、役場の正職員数は職員定数条例84人、定員管理適正化計画71人に対して67人、会計年度任用職員はパートも含めると57人、総職員数は124人ではありますが、正職員、会計年度任用職員とともに公募をしてもなかなか応募がなく、思うように採用できないのが現状です。人口減少と高齢化による地域コミュニティがかつてのような機能を果たすことが難しくなる中、多様化する住民ニーズなどにより役場の業務は減ることなく、むしろ増え続けている感すらあります。職員数を増やすことが困難な現状では、業務内容を精査し、より効率的な運営をせざるを得ません。

以上のことから、業務改革に取り組むこととしたものであります。

次に、住民サービス満足度の向上につきましては、業務改革を進めることで行政サービスの質やスピードが高まり、住民の皆様のさらなる満足度の向上につながると考えております。また、そのためには職員の能力向上も重要であるため、県自治研修センターやeラーニングなどの研修を活用し、その能力向上に努めているところです。

次に、職員の働き方改革と長時間労働の是正につきましては、現在も毎週水曜日のノー残業デーを徹底するとともに、昨年度から職員の時差出勤制度を試行し、職員の仕事と家庭の両立、時間外勤務の抑制などに向け取り組んでいるところであります。

一方で、業務の特殊性や時期などにより職員によって業務量が異なるため、超過勤務時間にも偏りが見られるのが現状です。働き方改革には業務改革のほかに職員の意識改革も必要であるため、効率的な業務プロセスを構築することにより無駄な作業内容の見直しや優先順位の明確化を図り、短時間でも成果を出せる環境づくりや柔軟な働き方を選択できる体制を進めてまいります。

次に、職員のモチベーションにつきましては、職員一人一人のやる気や充実感を引き出すことが重要であります。そのためには組織内における公正・公平な評価を行うことが必要不可欠であることから、来月、全職員に対する人事評価研修を実施いたします。

また、業務を見直すことで村の未来をつくる仕事や村民の皆さんと向き合う時間を増やし、よりよい住民サービス提供による外部評価の高まりのほか、自らの学び、気づきに努めることで職員のモチベーションを高めてまいりたいと考えております。

次に、D Xの推進につきましては、その最終目的は村民幸福度の向上であり、D X、つまりデジタル変革はそのための手段であると認識しております。業務改革とD X推進は一度きりの取組ではなく継続的に取り組むものでありますので、今後も組織全体で取組を促進してまいります。

2点目の質問、業務改革のステップについての質問に答えます。

方針の策定につきましては、第4次振興計画に記載のとおり、行政改革の推進、健全な財政基盤の確保、効果的、効率的な財政運営の推進に基づき実施するものであります。村では、限られた財源を効率的に活用するため、経費全般においての徹底的な見直しを行い、その節減、合理化を図るために真に必要な行政サービスを効果的かつ効率的に展開していけるように職員が主体的に業務改善、組織構造の見直しを通じて実現を図っていくことが重要であり、職員自らが働きやすく、活力ある組織づくりに向けて取り組む組織風土の醸成を目的としております。

議員おただしのとおり、業務改善は日々の業務の中で実施され、業務改革は抜本的に見直すことであります。令和5年度に実施しましたB P R支援事業は業務の棚卸しと言われるもので、まさに業務の洗い出しを行うものであります。

次に、業務フローの分析につきましては、この業務の棚卸しにより業務が見える化することで、そのあるべき姿の実現に向け、組織機構や業務そのもの、業務遂行体制、業務管理体制の観点から改善策の検討を行うものです。現在、村では一つ一つの業務を細分化しているところであり、職員1人が通常行ってきた業務を再度見直し、無駄を省けないか、過剰なチェックとなっていないか、各事業の目的達成に向けて実施されていない事業はないかなどを検討しているところであります。

次に、業務プロセスの再設計及び実施につきましては、業務フロー分析後、改めて各担当部署のヒアリングを行い、業務の優先度を精査するとともに、現状の問題点の整理と目指す姿の設定などの検討を行った上で、効果達成までの改善計画書を作成し、業務見直しなどを

進めていくことになります。

次に、モニタリングや効果測定につきましては、業務改革に取り組みながら並行して状況確認や定期的なモニタリングなどを行うことにより、超過勤務時間の削減や職員の採用、見直しなどにもつなげてまいりたいと考えております。

以上、8番、北條利雄議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

今、村長から業務改革が必要とされる理由、さらにはステップ、これらを遂行するためのステップ、お話しいただきました。

いずれも、ご答弁いただいたとおり大切なことであります。ただ、これを本当に実行するためには、職員全体が共有できない、しないと進まないんだと思います。これ担当課が業務委託して新事業をやったからといって簡単に済むわけじゃない。だとすれば、現在、去年、新事業を行ったんですが、こうした段階、さらにはこれからも、先ほど村長が述べたとおりモニタリングをやっていきますよという話なんですが、やはりこれ一人一人の職員がきちんと共有できないと、まさに絵に描いた餅になるというような感じするんです。とても大切なものです。ましてや村の将来にわたる、いろんな事務事業を行う村の職員、行政組織が大切な問題だし本当に大切です。私も分かります。ですが、これをきちんと段階別に共有できないと失敗することもあります。これ担当課が、担当者が委託したから済む話ではない。そういうその職員との共有とか認識の共有、これはどうされているのか。どうして、昨年度もこれ事業としてはやったけれども、さっきの分析の段階とか評価の段階とか研修とかってありましたけれども、その段階が本当にきちんとされているのかどうか、もう一度お答え願います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 北條議員の再質問にお答えします。

まず、組織間のコミュニケーションが取れているのか、それが一番大事だよという質問だと思います。私は、村長就任後、即職員に挨拶をお願いしました。挨拶の原点は住民とのコミュニケーション、そして職員同士のコミュニケーション、これが大切であるという思いで挨拶をお願いしてきました。もちろん、事業を行うには担当課だけではできないと思います。全ての職員がその認識を持ってモチベーションを上げていかないとならないものだと思っております。そういう観点におきまして、やっぱりコミュニケーション、それをお

願っているところであり、それにモチベーションを上げることによって、小さなモチベーションというのは、小さな成功の積み重ねによってモチベーションも上がると思いますので、それを含めて今後検討していきたいと思います。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） やはり通常の業務改善じゃないので、改革です。この鮫川村の行政組織の改革なんです。だから、今やっている業務をただ改善するものではないということです。組織として改革なんです。だから、当然、職員、それを担っている職員たちがきちんと認識しないと失敗すると、私、ちょっと疑問に思うんです。当然、職員もそうだし、私たち議員もいろんな分野で前に進めるわけですけれども、この村の業務改革をきちんと認識しながら一緒に村づくりをやるという部分では、やはり共有が絶対必要なんですね。その部分で、もう少し村長、この業務改革の流れも含めて共有している、本当に共有されているのかどうかというのも結構なんです、その辺どうしていくのかというの、ちょっと、もう少しはっきりとお伺いいただけませんか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 中身と詳しいことは副村長のほうでよく分かりますので、説明させます。

○議長（前田武久君） 副村長。

○副村長（鈴木大介君） 私がDXの推進本部の会長を務めていることもありますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず初めに、北條議員の職員間のしっかりとした情報の共有ができているのかというご質問についてですが、まず、DXを進めるに当たりまして、課長を、幹部職員を対象にDXとは何かということの勉強会を昨年度開催してございます。この内容につきましては、全職員に対してもメッセージということで、私のほうで文書を作成し、全職員が見られる形で庁内のほう共有させていただいております。まずそこで、なぜDX、業務改革を進めるのかを皆さんに知っていただくというところからこの業務が始まっております。

続きまして、昨年度、BPR支援業務ということで行って、それがしっかり行われているのかというご趣旨のご質問だと思うんですけれども、こちらにつきましては、昨年度中に完了してはございます。この中で各課が抱える課題ですとか、あとは業務時間等につきまして詳細に分析を行っております。これは各課の課長、職員のヒアリングなどを通して全てを網羅しているという状況でございます。その網羅したものに関しまして専門の会社で分析を行

いまして、どういうところが課題なのか、その解決策はどういうところがあるのかというところを報告書という形でいただいております。

たくさん課題があつて全てやるということは現実的に難しいというふうに考えてございますので、まずは24項目を出しまして、それをどう今後解決していったほうがいいのかということの提案をいただいたという現状でございます。

それを受けまして、今年度、オペレーションマニュアル、要は業務マニュアルの作成に移行してございます。こちらは現在、作成途中ではございますけれども、こちらに各課のほうで業務のマニュアルを作ったほうがいいものというものをデータで入れまして、要は誰でも見られるような形、誰でも担当者が改善できるような形を作成すべく、今業務を推進しております。

こちらもただ職員に任せているだけではなかなか厳しいと思いますので、地域活性化企業人という専門の方を村のほうに半月ほど常駐させまして、そちらの方が逐一職員の皆さんから上がってくる疑問などにもお答えしながら一緒にマニュアルを作っているという段階でございます。

これが細かいところでございますが、D Xの推進につきましては、D X推進基本計画というものを今役場のほうで作成しておりまして、これは、理念ですとか推進体制を定めているものでございます。今後この推進基本計画に併せまして実施計画というものをつくっていきます。こちらで業務をいつまでにどう改善していくとかというスケジュール感も踏まえながらみんなで見える化し、共有化することで業務改革に努めてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 業務を標準化する、それから住民サービスの品質を安定化させる、そういうことは、私は可能だと思うんです。当然、業務上の無駄、それがもうなくなること、さらには業務リードタイムですね。業務の始めから終わりまでにかかる所要時間、これらの短縮とか、コストの削減が実現するんだと思われれます。品質とかコストとか納期の改善につながるということで、結果として住民サービスが向上されるんだということは当然考えられます。しかし、先ほど今、いろんな形でマニュアルを作ったりして今やっているところであるんですが、やはりここをもう一度、村の組織全体、職員全体できちんと本当に認識できるように徹底した作業を、マニュアルもそうですけれども、やってほしいんです。

それと、これ大切な、これからのことが関わってきますので、やはりこういうことを我々

議員、それから住民の皆さんにどうして周知していくのか、要するに業務改革ですから、下手すると自治体の中身が変える可能性もあるわけですよ、今までと違って。そういう部分で、当然基本となる職員、組織もそうですが、議員、住民にきちんとどのようにして、こういうふうにして変えていきますよという話をやはり広報してほしい、伝達してほしいと思うんです。

昨年度1,600万をかけた業務支援事業を実施されておりますけれども、ほとんど議員の人たちは、これは予算化して執行されておりますけれども、ほとんど認識がないというのは言葉としては申し訳ないけれども、そんなに強い認識はないんです。私もそんなに強くはなかったんですけれども、やはり村の将来に関わるもの、これ一番基本中の基本なので、やはり組織全体、それから、個々に関わってこれからサービスを受ける住民の皆さん、そして私たちも議員もそうですが、こういう人たち、どういう形で伝達するのかということも考えていただきたい。

当然、活力ある村づくりには、活力ある組織づくりが本当に大切なわけです。こういう部分ではやはり、これから、企業人も含めてやられるというお話聞きますが、やはり長期的にかかります、時間。だけれども、長期的にかかるにしても段階的にどこまでこういうこともやられているかという経過、そういうプロセスをやはりきちんと説明してほしいんですが、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 組織内でしっかりとお話し合いをして、今、住民ニーズも高齢化だとか、激甚災害だとかで相当変わっておりますので、しっかりと職員内で検討いたしまして、また、目に見えて成果の出るものでないと思いますので、しっかりと中で相談しながら、議員、そして一般の人に説明していきたいと思います。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 事業内容としてあったんですけれども、当然、行財政運営とか組織運営、それから、村長が言われている住民の時代に合ったニーズ、それから、行政サービスの効果を上げる、こういうことが出されておりますけれども、やはり今、組織上の共助の問題とか課題が把握もされているということなんですが、これを検討して隔離するというのは本当に大変な業務なんだと思います、本当のこと言うと。大変だと思いますよ。やはりこれからの鮫川村のあるべき組織、業務執行体制、それから、職員数も先ほど言われているのが、定員管理で減らす、次の質問にもちょっと関わることでもあります、減らせばいいだけの話

じゃないんだと思います。やはり組織された職員が働きやすい、住民がサービスを受けやすい、そういう業務改革にしてほしいんです。ぜひ、これ将来にわたることなので、成功させるために、細かいことなんですけど、細かいことも含めてきちんとやはり実行、着実に実行していただきたい。ぜひ、お願いしたいです。村長もう一度決意をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 本当に適所適材、職員も銘々あります。北條議員も何十年という職員経験もありますので、北條議員のご意見を頂戴しながら前に進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） そういうことで、業務改革、大変な作業でございますけれども、ぜひしっかりと腰を据えて、やはり着実に、目に見える形で住民サービスの向上につながるようにご努力いただきたいことを申し上げたいと思います。

以上で1問目の質問を終わりたいと思います。

次に、2点目の公共施設等の管理運営手法の見直しについてであります。

質問内容が長くなっていますが、これに基づいて質問させていただきます。申し訳ございません。

現在の公共施設の多くは2003年に地方自治法が改正されて指定管理者制度が導入されて以降、鮫川も含めて、各自治体がノウハウのある民家事業者に積極的に管理を任せております。指定管理者制度を導入して管理している公共施設は身の回りに本当にあふれております。しかし、指定管理者制度が導入されてから20年たった今、指定管理者は現場で悲鳴を上げております。要因として、昨今の物価上昇による資材や原価高の高騰、人件費の高騰、労働衛生関連法の改定に伴う就業環境整備費用の高騰、光熱費の高騰、施設老朽化に伴う修繕費の増加が挙げられます。

また、これらに対する行政側の措置が必ずしも追いついておらず、指定管理料の増額や施設の一時利用停止などが十分になされていないことも問題視されております。本当に必要とされている公共施設の管理運営方法とは、数十年前に造った公共施設、いわゆる箱物の維持管理費が年々膨張し指定管理者が苦慮しております。行政においても財政を圧迫しているのではないかと思慮されます。このまま従来どおり管理運営手法を続けてもいいのか、今は何とか耐えていても、従来の手法を維持している限り持続可能性があるとは私は思いません。数年、数十年後には各指定管理者の事業破綻とか撤退なども考えられます。必要とされるの

は持続可能な管理運営手法だと考えております。赤字が続いているにもかかわらず、従来の方法を見捨てて維持していくことは本当に得策ではないと思います。今こそ、行政、事業者、地域の三方よしの持続可能な管理運営方法に移行すべきだと考えております。現状維持による事業破綻を根本的に見直すために、時代に即した経営モデルに刷新する運営方針を検討するべきであると思います。

先ほどの答えでもありましたが、人口減少とかの話もありましたが、減少ばかりじゃなくて経済の成熟段階の受入れ、それから、とにかく事業成長、経済、利用者数、収入が右肩上がりの状態を前提とした楽観的なシナリオ、台本を描かず、現実的で着実なシナリオに基づいて事業再生が必要であると考えております。施設の持続可能性を高め、地域住民の関わる人々を前向きに変えていくべきだと私は考えております。

これらに関連して、本村でも中山間事業の各集落の今後の取組の厳しい推移が待っております。それから、シルバー人材センターの大きな活躍もありますが、登録者数と異なる実務労働者が減少しております。業務が多くても動く人が少ないというのは、先ほど村長も言ったように、人材不足だという話もありましたけれども、

です。

それから、鹿角平の草地管理、利用者の撤退、これも急務です。観光センターとしてやっているんですが、あそこの草地が刈り取らなければもうひどい状態になりますよね。当然、村の管理者を探すチラシを回しておりますけれども、こういう問題。それから、センターの施設整備、これも大変だと思います。それから、村道などの除草管理の業務委託による一部改善、当然村内の業者がいろんな路線ごとに除草作業をやりました。今までにないことであり、大変きれいになっています。しかし、これをやったとして、これで済む話ではないんです。私も管理された、除草されたものを見ますと、今までシルバー人材センターの皆さんが2メートルくらい草刈り機で刈っていたのを、業者さんですと重機を使ってやるわけですよ。今まで眠っていた石でも雑木でもみんなきれいにやります。そうするとものすごい量が側溝に落ちるんです。側溝が今まで以上に詰まるんです。こういう部分では十分にそれが清掃されているかといったらば、私は、それはされていない、もう少し工夫すべきだと考えるべきです。これはいろいろやり方ですが、今は必要だと思います。

当然、どこの集落に行っても、ここは村の管理、ここは県の管理だからといって、今までボランティアで自分の境界線を刈っていた人たちが、これは村の管理だから、県の管理だからって刈らない人がものすごく多くなってきたんですね。逆に増えてきた、村が管理するのが。こういうことが現実にあります。じゃどうするかということも課題であります。

それから、事業協同組合運営なども今現在立ち上げてやろうとしていますけれども、これもやはり大変だと思うんです。なぜかという、大工さんなり、左官さんなり、専門的な知識を持った人たちはものすごく自分の仕事にプライドを持ってやっておられています。それを組合で組織するときに、じゃ誰がどうしている組織団体運営が相当厳しいのでないかって私思うんです。昔は商工会自体がそういう組合をつくってやろうとしてもなかなかうまくいかなかった、これに行政が関わって別団体にしたからうまくいくと私は到底思っていないんですね。これだって改善の必要がある。

こういう問題、いずれもここに課題がありますけれども、こういうものをやはり、じゃ現状、打開していくのどうするんだということなんです、私は先ほど、職員は減らすんですけどもという話だけでも、逆に自治体が直接管理を行って現在の課題に対応する、そういう経営思想で公共施設管理計画がありますけれども、これを基本に事業再生型の公共施設等管理運営センターを提唱したいと思うのです。やはり大楽村長時代には村を振興するために振興公社を考えていましたが、十数年頓挫しました。それから、前村長時代は観光公社、やはり第三セクターをつくれれば簡単に物事を解決するという考えがあったんじゃないかと思うんです。だとすれば、鮫川で昔やっていた道路管理センターってありますね。これは失対事業で失業対策も含めてやられたんですが、私はこの例というのは成功した例なんだと思うんです。今はありませんけれども。やはり村長をトップとして組織の中に管理センターを位置づけて、基本と指示命令、連絡、作業も含めてやる体制が私は必要なんだと思うんです。そういう考えで、やはり村直営のそういう組織を、逆に第三セクターじゃなくて、つくり上げてはどうですかということなんです。その辺で、まず村長にご答弁いただきたい。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君、答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 北條議員の2つ目のご質問、公共施設などの管理運営手法の見直しについてお答えいたします。

これまで公共施設につきましては、各担当課が管理を行い、鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例に定められている施設については指定管理者による施設の管理をお願いし、また、道路を含めた環境整備などについては一部業者委託をしているところでございます。しかしながら、農村体験交流施設のように、高齢化を理由に事業者が指定管理を辞退し、いまだに応募がない施設もあり、現在の指定管理者につきましても、今後、指定管理をして辞退される可能性があることは十分考えられます。業者委託においても同様でありま

して、労働力不足、高齢化などにより今後現状を維持できるのか懸念されるところであります。この問題は村にとりまして重大な課題であると認識しておりますので、施設の在り方も含め、持続可能な管理運営手法を検討してまいります。委託費用と直営費用と柔軟性とスピード感のある効率的な運営、必要な技術や知識を持った職員の採用、サービスの質やノウハウの確保などについて比較するとともに、必要に応じ議員が提唱されている公共施設等管理運営センターなど、新たな直営組織の在り方について研究してまいります。

以上、8番、北條議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 北條利雄君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

公共施設、道路も含めて、道路なんかは国道289青生野周辺、越虫、青生野辺りも村に移管される、その中での、じゃあの旧道をどうして管理していこうというのが大きな問題です。さらに、この前、議会全員協議会で教育委員会から提示された義務教育学校の基本構想の中に小中高一貫、9年というのがありますけれども、じゃ今使っている鮫川小学校、鮫川中学校の校舎体育館、さらにこどもセンター、今、もともと西野小学校の跡地を利用して、校舎を利用して運営しているんですが、そういうこどもセンターのやつも一体的に集中していきたいということになると当然余ってきますよね、建物になりますけれども。これも大きな課題で、集中してやるのは結構、新しいものを造って時代の流れに沿ってやっていくのは結構なんです、これ大変なことになりますね。この方針見ると、公民館も移行、給食センター移行ですよね。じゃ今使っているのどうするの、新しいものができるまでは使っていくけれども、じゃその後どうするのというのが全く検討していないんじゃないかなと思うんですね。

さらに今、青生野小学校、富田小学校の校舎、体育館も含めてやはり大変です。それから、西山小学校も今別な目的をも持って運営されていますけれども、これだって耐用年数のことから考えれば先が見えている。ここでも校舎、体育館、別の業者が運営していますけれども、西野なんかもそうですが、その管理する上では、例えば、今のこどもセンターだと地元で公共施設があるし子供たちが利用しているということで、今、西野区民の人たちは草刈りの奉仕作業を全戸を受けて管理しているわけです、やっているわけです。それは地元の公共施設を駄目にしちゃなんらんということで、それから子供たちを考えてボランティア精神でやっているんですが、例えば、あれがこっちの真ん中に移ったときに、中央に移行したときに、その意識が持続するののかといったら私疑問なんですね。

これは鮫小もそうだし、あそこにあります鮫中もありますけれども、じゃその後どうする

んだという。新しいものは工面すれば新しいものはできるし、当然そういう、これからの時代を考えれば当然一体化していくのは必要なんだと思うんですが、じゃ残されたもの、残された施設とか、体育館、校舎、これをどうするのかというのは、この管理計画にはいろいろ書いてありますけれども、やはり一つ一つ実行に移していかないと、そういうものがたまりにたまってくるような気がしてならないんです。

当然これ人口減少によって個人の住宅も空き家状態で空洞化しているという話もありますが、やはり行政としては自分たちの行政がつくって目的を果たしてきたもの、これから通用されないものはやはりきちんと整理するべきです。だから、村の公共施設と管理計画をやっぱりもう一度見直しして、一つ一つ、これ財政負担も大変ですよ。取り壊すのだってものすごい金がかかりますから。やはり計画的にやっていかないと、一気には絶対できないと思います。莫大な金が、財政が必要ですから。

だから、こういうことも含めて、いろんな基本構想上げられましたが、その後の跡地をどうするんだとか、学校施設をどうするんだということも含めて、もう一度この公共施設と基本構想を、計画があるんですから、これらを見直しながらもやはり段階的に、毎年、少しの予算でもいいから、使用されないものは、はっきり言って取り壊してほしい。個人が空き家になって環境が悪いつて言っているけれども、公共施設がでか過ぎてよく見えたというんです、逆に。そういうことも含めて、やはり行政は自分たちが行政の流れの中でつくってきたものをやはりきちんと、目的がなくなったものをもう要らない、そこまで含めた思い切った判断をやはりするときが来ているんじゃないかと私は思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 以前に、北條議員のインフラの質問にもありました。これは、あくまでもやっぱり村の管理計画、これも財産もちろんあります。それを検討しながら進めていきます。

また、周辺の環境整備です。北條議員が今お話しした以前の失対、これも私も相当、当時議員でも、今でも関心のある事業だと思っております。いずれは、どうしても今農家の高齢化、何ぼ機械を預けても人口が減ればまたそれに対する負担も多くなる、そういう頭もありますので、含めて私が考えたのは、任用職員でも何でもいいから若い人を5人でも10人でも入れて、そして年間雇用で雇って、そういう作業の手法もあるのかなという思いも一時ありました。それを含めて今後とも周りの景観整備は、自然豊かなを売り物にする本村にとって

本当に大事な事業でありますので、滞りなくやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 公共施設、道路も含めて管理大変だと思うんですね。現在は各課が施設でも、道路は地域整備課とか農林課ですか、それで管理運営しているんですが、今の体制でそれをやり切るとするのは無理なんですね。そして職員だって正職員を増やすなという話で定員管理もあるし、なかなか住民からここ壊れている、やれと言ったって、そこに見には行くけれども、すぐできるかといったらなかなかできない。じゃ日常的に、やっぱり新たな団体をつくるんじゃなくて、村の直営でそういうセンターをつくって日常的に活動していく。当然今あるやつを簡単に壊すということもできないので、やはり次の目的が決まるまで、事業目的が決まるまでであったとしても、やはり周辺の環境整備のための草刈りとか、中については人が利用しなくなれば必ず傷んでいきますからね。個人宅もそうです。そういうことで、それを巡回して見回りする、そういう組織を逆に増やしていく。

ましてや労働人口が少ない、募集しても人が集まらないというんですが、やはり65、75で退職しても、村民の人が退職してこれからいろんな考えがあるんでしょうが、逆に会計年度任用職員として村が雇用して、動いて、鮫川の振興とか環境に動いてもらう、そういうその組織づくり、村長も考えたことあると言っていました、ぜひその辺は検討いただいて、実行できることを検討していただきたい。

私もそう思うんです。鮫川ってどういうわけか、ほかの自治体だと、第三セクターをつくらせていろんな事業を任せれば物事解決すると思っています。鮫川は人口とかその組織、団体、じゃそういう組織を動かすのはどうすんだかといって相当、あんまり成功した例って、あんまり気が付かないんです。やはりそれは村が直接経営になれば村長の命令で各課が動く、職員が動く、住民の人たちも職員として動くのと、ボランティアで、サービスで動くので全く意識も違うし、鮫川はやはり村が直接携わって動くことを考えたほうがいいのかなと私は思います。これからやはりそうしないと鮫川のいろんな振興とか環境の部分はやはりなかなか前に進まない。ここには努力する人が中心になっていけば進むんだと思うんですが、これは、やはりもう少しこの公共施設、道路、インフラの管理も含めてもう少し深く検討いただいて、やはり村づくりのためにみんなで協力して前に進めるよう、私自身もそうなんですが、そういう組織に変革できればいいのかなと思います。

ぜひ、村長、申し訳ない、最後にやはりこの部分の今これから構想されているものを含

めて公共施設とまたインフラも含めた、やっちゃったら大変な事業だし、財政的にも大変だと思うんですが、これはやはり一つ一つこなしていく努力、そういうことをぜひお願いしたいんですが、もう一度決意をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 私もどうしてもこの公共施設の周りってものすごい気になりまして、最近では、役場の周りを、この公共施設の周りをきちんと草を刈るようにということで2回ばかりやらせました。あと、今のさぎり荘、さぎり荘は本当にきれいに管理されています。これはシルバーの方が年間を通してそこでやっております。そういう方を含めた今後の検討をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） いずれにしても、私の1問目の質問も2問目の質問も短期的に済む話ではございません。ただ、これをそのままにしておくこと自体がやはり鮫川の将来にとっては大変なことになるので、やはりきちんと考えて実践に移していかないと、やはりこれから次世代につなぐようなことができないんじゃないかと私考えていますので、そこをしっかりと考えて、やはりもっと深掘りした事業展開にしていいただきたいことを希望して、今般の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 緑 川 茂 君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

○9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

この9月定例会で2点の質問をさせていただきます。

まず最初の質問であります、遊休農地の現状と増加防止対策についてであります。

遊休農地と耕作放棄地という呼び方がありますが、どう違うのか調べてみました。遊休農地は農地法で定められている用語であり、耕作放棄地とは農林水産省の統計調査に提示されている用語であるということで、土俵の異なる用語でございますけれども、本質的な意味としては同じであるということでございます。今回、私は遊休農地という言葉で質問をいたします。

昔は本村のほとんどの農家が農業を中心として生計を立てて暮らしてまいりまして、田んぼや畑の農地は生活をしていく上で一家を支える貴重な財産として管理をされ守られてきま

した。そして、我々の年代は子供の頃から学校に通いながらも農作業の手伝いをさせられて育ってきました。今思えば、手伝いを通して働くことの意義と田んぼや畑の農地の大切さを感じさせるという、親としては今でいうキャリア教育のつもりだったのかもしれませんが。この農地も時代の流れとともに社会情勢の変化、農業を取り巻く環境の変化等によって徐々に農家戸数が減り、耕作する就労人口が減少してまいりました。現在、農地は農業従事者の高齢化と担い手不足等により遊休農地が増えていく傾向となっております。そして、かつては耕作されていた農地も柳の木などが生い茂り、荒廃した農地が多く見受けられるようになってまいりました。

本村の農業振興及び景観維持と環境保全、さらには鳥獣害対策面からも増加防止対策を図らなければなりません。

そこで、次の３点についてお伺いをいたします。

１点目でございますが、過去10年間の荒廃農地として非農地となった面積は幾らか及び現在の農地面積全体に対する遊休農地の割合は幾らか。

２点目ですが、農地中間管理機構、つまり農地バンクの活用状況はどうか。

３点目は、今後の遊休農地増加防止を図るためにどのような対策を講じるのか。

以上、３点についてお伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） ９番、緑川茂議員の１つ目、遊休農地の現状と増加防止対策についてのご質問に対してお答えいたします。

まず、１番目の質問、過去10年間で非農地となった面積及び農地全体に占める割合についてですが、平成26年から令和５年の10年間で非農地となった面積は約86ヘクタールとなります。このうち、荒廃農地として非農地化したのは82ヘクタールで、青生野地区の太陽光発電事業に伴うものです。また、村農業委員会が公表しております農地等の利用の最適化の推進に関する指針によりますと、村内における農地面積は1,170ヘクタールで、そのうち遊休農地が占める面積は22ヘクタールで、全体の1.9%であり、年々増加傾向にあります。

次に、２番目の質問、農地中間管理機構及び農地バンクの活用状況につきましては、農地中間管理機構をとおしての農地集積を行っている集落は、村内では塚本集落と大塩集落の２地区となります。また、農地バンクに登録している農家は４軒で、21筆を登録しておりますが、貸借契約に至っていない状況です。

次に、3番目の質問、遊休農地の増加防止対策につきましては、遊休農地の発生要因の一つが担い手不足にあると考えられ、人口減少に伴い、1人当たりの農地管理面積が増え、管理し切れていないのが現状です。村では担い手不足の対策として、令和6年度から鮫川村未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業を創設し、多様な担い手を確保するため、機械導入の補助やシニア世代に向けた農業参入への支援を行っておりますが、本事業への申請状況が当初より好調であるため、本定例会で補正計上しているところであります。

また、中山間地域等直接支払制度につきましても遊休農地の発生防止対策に有効な手段であると考えております。令和7年度からは新たな対策の時期に入りますので、実効あるものとなるよう引き続き制度への参加を促しております。

以上、9番、緑川茂議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

○9番（緑川 茂君） ありがとうございます。

それで遊休農地の割合、今1.9%と申されました。これ案外、比較的低い数字かなと思うんですが、これは非農地となった面積ですね、先ほど82ヘクタールですか、こういった面積は農地全体の面積から除いてあるからこういう低い数字になっているのかなと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君、答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 担当課のほうに

○議長（前田武久君） 我妻正紀君。

○農林商工課長（我妻正紀君） 農林商工課長です。

議員おただしのとおり、荒廃農地というものを除いて積み上げておりますので、2%程度となっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。

それで、遊休農地防止対策についても今説明があったわけなんですけど、どうしても本村の場合は農地が山になって谷地田で排水もきかないということで、耕作条件が悪く遊休農地になってしまうのはある程度はやむを得ないのかなというふうに思います。

現在、遊休農地は中山間地域等直接支払制度、これがあるために草刈りなどの保全管理によって何とか農地として維持されておりますが、この中山間事業も高齢化とともに今後継続

していくのが難しいというような集落が出てくるものと思います。このような中で、現在耕作している農地を維持していくためには、農地バンクの活用とか、あるいは法人農業者に依頼をするということになるかと思いますが、貸手に対して借手となるその担い手がないという問題がございます。特に村内の農地は平地部と比べまして作業効率面で不利な点もございます。このほど行われました地域計画策定のための借受け農地の調査、これは13日締切りだったと思いますけれども、現在集計中かと思いますが、この調査結果にもよると思いますけれども、今後、借手となる担い手に対して村独自の支援策も視野に入れて検討していく必要があるというふうに考えるわけなんです、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 農家を守るとことは村の自然風景を守る、これ直結することなものですから、しっかりと農家を守っていききたい、様々な施策、若者の新規就農事業とか、先ほど述べたシニア向け支援事業とか、それらを含めて継続していききたいと思います。

また、今度、伊ワサさんが新規就農、酪農を始めました。こういう方が農家をやって、そして、成功事例、村も一生懸命応援して成功事例をつくることによって、また次の担い手ができるのかなと思いますので、それらも含めてしっかりと支援していききたいと思います。

また、昨今、東京のふるさと回帰センターに行ってきました。その中でお話あった中で、都会の方の中でアンケートを取ったときに、2割の方が農家をやりたいという若い人がいるようです。そういう夢を持ってくる若い人に、要は農家は収益につながらない、採算が取れないという面もありますので、そこらを含めて村のほうで検討していききたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。

今年度、24年産米の米の概算金、これは米不足や生産コストと肥料などの高騰などが反映されまして、昨年比べて大幅に上昇するようであります。今までの安過ぎたわけですが、この価格が来年度以降もずっと続くようであれば、担い手の中には借受け面積を増やしたい、あるいは新たに農業をやってみたいというような人がいるかもしれません。

いずれにしても、これからの担い手としては、ある程度耕作規模の拡大によって効率的で生産性が高い経営となっていくものと思っております。そのためには、法人、企業などにも農業に参入をしていただくといえますか、そういったことも必要なかなと思っております。特に建設業などはやりやすい環境といえますか、状況というか、会社の形態からして

やりやすいのかなというふうに思っておりまして、実際に農業に参入している会社もございます。そういったことで法人企業にもこの参入というものを勧めていくというようなことも必要かなというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 建設会社の農業の参入、企業化というのは私も将来的な展望を考えたときに大変よい施策だと考えております。そこらを含めて建設業界、そして一般の意欲を持って農家をやるという方のためにもしっかりと支援、サポートをしていきたいと思います。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。

現在、耕作している農地は比較的道路沿い、条件がいい土地だと思います。里山景観の維持というような面からも、これ以上遊休農地とならないように耕作は継続して守っていかなければならないんだというふうに思っております。1件目については以上であります。

次の質問でございますけれども、学校教育関係についての質問であります。

今月5日に開かれた議会全員協議会におきまして、小中一貫校を目指した義務教育学校設置の基本構想について示され、説明がございました。

基本構想策定の経緯と施設の概要、また、開校に向けてのスケジュール等の説明があり、その策定内容に理解を示したところでございます。

教育環境の充実を図るためにも計画が順調に進んでいくことを願いたいと思っております。

さて、小学6年生と中学3年生を対象とした今年度の全国学力テストの結果が7月下旬に公表がありました。それによりますと、福島県の小学生の国語と算数、そして中学生の国語と数学の正答率は、いずれも全国平均を下回ったということであります。その中でも、算数と数学については5回連続で下回っているということでありました。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

本村の場合、福島県の平均値に対してどのような水準にあるのか。差し支えない範囲で結構ですのでお願いします。

また、この結果をどのように評価をし、今後の学力向上にどうつなげていくのか併せてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） 9番、緑川茂議員の2つ目、学校教育の学力向上についてのご質問

にお答えいたします。

まず、小学校6年、中学校3年で実施された全国学力学習状況調査の結果でございますが、福島県においてはご指摘のとおり厳しい状況が続いております。鮫川村においては、県と比べ小・中学校の国語と小学校算数は若干下回っておるものの、中学校数学はこれも若干ですが上回っております。

次に、結果に対する評価ですが、平均正答率によって公表されるため、少人数である本村の学校においては正解の分布が分散され、そして、平均正答率の高低をもって公表されるため、これでは真の学力は測りにくいものと考えております。正答率が高い児童・生徒がいても、低い児童・生徒が二、三名いると平均正答率は若干低くなるという状況になります。教育委員会といたしましては、学力向上は学校教育最大の課題であることから、各学校における少人数のよさを生かし、タブレットの活用と児童・生徒一人一人の状況に応じた指導と学習のさらなる強化を促してまいります。

また、各種施策を講じ、基礎基本の定着と、学び方を学ぶSUN3プランさめがわ事業を継続するとともに、幼・小・中学校とつなぐ教育を推進し、系統的な学びを実践する教育を推進してまいります。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

○9番（緑川 茂君） よく分かりました。ありがとうございました。

将来を担う大切な子供たちでありますので、こういったことを契機としまして、さらに学力向上が図られますようご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

◇ 森 田 重 男 君

○議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

〔5番 森田重男君 登壇〕

○5番（森田重男君） 今般の定例会において、通告書に基づいて私の一般質問をさせていただきます。

中山間地域、直接支払制度助成金支援について。

第6期を迎える中山間地域、直接支払制度は、高齢者や過疎化、農林業の担い手の減少により耕作放棄地の増加が目立ち、多面的機能を維持することが困難となってきた。自前の管理が容易でないことから雇用、機械に頼る状況である。第6期の取組が難しい組合が数

多くある状況であるが、現在、支払いされている急傾斜、緩傾斜地の助成金の増額や組合管理者の助成支援策に取り組むべきと思うが、村長の考えをお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） ５番、森田重男議員の中山間地域等直接支払制度助成、支援についてのご質問に対してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、中山間地域等直接支払制度は今年度で第５期対策を終了し、令和７年度から第６期がスタートします。村では第６期対策に向けて全集落に対しアンケートを実施しました。現在、協定を締結している全６８集落のうち、次期対策に参加すると回答した集落は５４集落で約８割となっております。

一方、参加しないと回答した集落は１０集落あり、検討中は４集落でした。参加しないと回答した集落については、協定参加者の高齢化が進んでいることと、協定面積が小さいなどの要因が見受けられます。また、参加すると回答した集落の中でも、煩雑な事務を委託できるなら取り組みやすいと回答した集落が１８集落ありました。

議員おただしの交付金の上乗せにつきましては、制度上できないこととなっております。

一方で農地を守るという観点からも本制度は有効であり、引き続き取り組んでいただけるよう村としても継続を促し、事務の簡素化、省力化を図るため、集落からの事務事業の委託を受け入れられる体制の整備も検討するほか、さらに、農山漁村活性化基金を活用し、農用地の管理に用いる機械導入への補助事業も検討してまいります。

議員ご指摘のとおり、農地には水源涵養や自然環境の保護、景観形成と文化の継承など、国土保全に必要な多面的な機能を有しております。本村にとって農地の適度な管理等保全は必須であるため、本制度の第６期対策に向けて多くの集落が参加できるよう努めてまいります。

以上、５番、森田重男議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） ５番、森田重男君。

○５番（森田重男君） 今、答弁がありました制度上、金額を、できないという話がありましたけれども、村として何らかの、それに上乗せをできるような議論とか何かは考えないんですか。村長さん、お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 本当にこの中山間事業とは、景観を守るのには本当に大事な事業であ

り、これを継続していただけるための施策って何かないのかなという考えも相当ありました。

ただ、今の景勝地とか、失礼しました、平地とか傾斜面に対する補助額の上乗せは制度上できないという制度がありますので、それとは別に、別な方法で検討していきたいと思います。

○議長（前田武久君） 森田君。

○5番（森田重男君） できるだけ、やはり考えなくてはならないとは私、非常に思っております。あと、今、アンケート調査を取っていて、やらないという集落が何件かあるという、いますけれども、中山間事業、高齢者とかになってきてやらない場合の対策はどういうふうに考えていますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） やらないではなくて、やれないというのが本当のことだと思います。高齢化になって、やりたくてもやられない、それが本音だと思うんです。

今後の対策として、そこらも含めてどんな対策が一番のベストな方法なのか、しっかりと検討していきたいと思います。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） 中山間事業に、確かに高齢者などにより、容易ではないと私も考えています。大変だからといってそのまま放置はできない。やはり本村は農業とか畜産とかそういう事業で結構、経営が成り立っていますので。

それと一点、セイタカアワダチソウが道路沿い、草地とか、かなり最近目立ってきているんですけれども、やはりそれも踏まえて対策を打っていかなきゃならないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 本当に道路沿いのいろいろな雑草、これは本当に景観上、危惧されるところであります。そういうの、今後どのような方法がいいのか、村で機械を持ってやるのか、シルバーにお願いするのか。シルバーも高齢化になって人員も少なくなっているような状態。農家の方も高齢化でできない。そして、今ほとんどできない方はシルバーにお願いしている。1回お願いするともうやってもらうのが常だという思いもなっている農家の方も多くいます。

そういうのもいろいろ検討しながら、今後やっていきたいと思います。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） 今、セイタカアワダチソウが、畜産農家の話、聞きますと、やはりそれが蔓延すると草地が荒れたり、牛が食べないので問題になっているので、その辺、もう少しどういう対策をしたりとか、住民、少しでも生えていたら取り除く方法とか、もう少し連絡したりして、あんまり増えないような状況にしたいと私は考えているんですけども、どうですか、その辺。村長。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 担当課、セイタカアワダチソウについて、お願いします。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、我妻君。

○農林商工課長（我妻正紀君） セイタカアワダチソウ対策というのは、村道に、道路沿いに生えているということでよろしいですか。農地の中ではなくて。

○5番（森田重男君） 村道ないし荒れたところとか、草地内にも生えているところもあるので、やはり草地なんかも蔓延しちゃうと大変じゃないかなと思いますので、その辺です。

○議長（前田武久君） 農林課長。

○農林商工課長（我妻正紀君） 多分、種で増えていくんだと思うので、適期、除草していただけるように村民に対しても周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） いろいろ答弁いただきましたけれども、やはり中山間地の対策、アワダチソウについてもいろいろこれから検討して努力をして、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

◇ 森 隆 之 君

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

私のほうからは、介護施設の運営についてお尋ねしたいと思います。

国の介護保険制度は地方自治体にとって運用が厳しいとの声がささやかれております。介護認定を受けて施設やサービスを受ける人は年々増加していて、数年後は利用者数がピークを迎えると思われます。

村の介護施設は、民間の社会福祉法人みやぎ会で運営している特別養護老人ホームさめが

わ、社会福祉協議会で運営しているひだまり荘の２つの施設がございます。みやぎ会は民間であるため経営には関与できませんが、村が関わっているひだまり荘に関して、今後の運営方針や人材育成、スタッフの人員確保等、村長のお考えをお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） ６番、森隆之議員のご質問、介護施設の運営についてにお答えを申し上げます。

まず初めに、国は令和６年４月からスタートする第９期介護保険事業計画を策定する際のガイドライン、基本指針において団塊の世代が後期高齢者となる令和７年度を迎え、さらに高齢者人口がピークとなる令和22年度には要介護認定者が増加するとしております。

一方、本村では令和６年３月に策定した第10期高齢者福祉計画、第９期介護保険事業計画において、65歳以上の高齢者人口が令和３年に1,279人のピークを迎え、翌年以降、順次減少し、国が後期高齢者の増加の始まりと示す令和７年度以降においても、村は増加することなく減少傾向は変わらないと推計しております。

現状といたしましては、令和元年度から５年間の要介護認定の新規申請者数の推移においておおむね50件から68件の間で増減を繰り返し、増加傾向にはないことから、本村は国の推計との若干の違いが表れつつあるところでございます。

議員おただしのひだまり荘における今後の運営方針と人材育成、スタッフの人員確保に関する考え方につきましては、村では直接行う保健指導や保健運動教室のほか、村社会福祉協議会に対して社会福祉活動支援のための補助金を交付するとともに、地域包括支援センター業務や在宅高齢者お助け業務、生活支援体制整備業務などを委託し、各地の地域サロンや先月始まりましたマージャンなどにより高齢者交流の場を創出する悠々クラブなどの体制を通じて健康寿命を伸ばし、介護サービスに頼らなくてもよい生活習慣と環境づくりに努めているところであります。

また、スタッフの人員確保におきましては、広報誌に職員募集を掲載するほか、チラシの各戸配付などを行うことで人員確保に取り組んでいるところであります。

さらに、今年度からは村職員を社会福祉協議会事務局長として派遣し、村社会福祉協議会全般の運営や経営面のさらなる支援の強化に努めているとともに、事務局長が全職員に対して面談を行うことで職員の人材育成などに努めているところであります。村社会福祉協議会は村の高齢者福祉、介護保険事業を支える重要な機能を有しておりますので、村といたしま

しては、今後とも多方面からの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で、森隆之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6 番、森隆之君。

○6 番（森 隆之君） ありがとうございます。

ひだまり荘なんですけれども、今現在、業務が訪問介護、デイサービス、これデイサービス、1 日30名が限度だとお聞きしたんですけれども、あとショートステイがございまして、ショートステイは今、一時休止ということで近々再開できるのかなという話をしております。

それで、やっぱりこれから、若干高齢化の方が増えてくる。ただ、今の答弁では全国の高齢化率とはちょっと鮫川は違ってきて、介護認定率がちょっとそれほど多くはならないんじゃないかという回答だったと思うんですけれども、今、かなり、村の家族を見ますと高齢者同士で住んでいるところが多いんです。若い人たちがいないと。

そうするとその人たちがどちらかが利用するようになって、2 人とも利用するようになると、これはもう、全国で予想していた率よりも一気に鮫川はある時期を境に来るんじゃないかと心配されているんですけれども、そのときにやっぱりひだまり荘とみやぎ会はなくてはいけないので、ここに関して先ほども予防をやっているということなんですけれども、予防はいいがどうしても予防で食い止められないということになると利用せざるを得ない。

そこで、やっぱりスタッフが必要になってきますよね。面倒を見るスタッフなんですけれども、スタッフも今ぎりぎりの状態でやっているということを知りました。これにはやっぱり人件費の問題、待遇の問題、いろいろあるんですけれども、やっぱりそこになると人件費に関わる問題だと今、物価高、人件費高でどうしてもお金を増やさなきゃいけない。そうするとひだまり荘は村として指定管理を行っている状況で、やっぱり年々お金を、指定管理料が増えなきゃいけない。

そういった場合に、村は適正な指定管理料を随時、今後減ることはないでしょう、増えたときにどの辺まで適正な管理料を支払いできるのか。その点に関してお願いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 本当に高齢化に伴うそれを面倒を見る職員の方の業務というのは本当に私は激務だと思っております。それに見合った賃金の見直しなんていうのもこれも必要なことではあると思いますが、しっかりと今後、社会福祉協議会と相談をしながら検討していきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 森隆之君。

○6番（森 隆之君） あとは施設の問題なんですけれども、みやぎ会も、先ほど北條議員の中にもあったようにみやぎ会、西山の施設もちょっと古くなってきた。ひだまり荘ももうかなり古い建物なのでここも改修工事をしなきゃいけない。そうなった場合にやっぱり今後、計画的に改修費用なんかも上乗せして年間払っていかなきゃいけないんですけれども、そちらのほうの計画としてはどういった計画になっているかお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 現状ではまだ計画の段階にはなっておりません。

ただ、利用状況によっては検討せざるを得ない事案かと思っております。また、私は選挙のときにもお話ししたんですけれども、高齢者の集合住宅というのもお話しした経緯もあります。それらを含めて高齢者の集合住宅というのは、子供たちが田舎にいる、ふるさとにいるじいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さんが安心して暮らしていただけるのは本当に子供たちにとっては大切なことであるという考えの下で、もしそういう高齢者の集合住宅ができれば、そこに高齢者を預けていただいて、そこで面倒を見る。

そして、鮫川村、広いですから、青生野から西野、西山、富田、渡瀬とかなり広く広範囲にいますので、その集合住宅を真ん中に集めることによって経費の削減だとかいろいろ図れる面もありますので、そこらも含めて今後、検討材料にしていきたいと思います。

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） お年寄りの方が今、村は介護認定率が、介護申請をすればすぐに認定していただける、東白川郡でもすばらしいところだということで評判がいいそうです。お年寄りがひだまりに集まることによって近隣のふだん顔を合わせない人たちが集まって、生きがいを見いだして元気にやっております。

行く行くは私も含め皆さんもひだまり荘を利用することになるかもしれないので、自分たちの将来のためだと思ってここの施設だけは、村の介護だけはしっかりと守っていき、今後、お金等かかると思うんですけれども、何とか皆さんで知恵を絞って継続していただけたらなと思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（前田武久君） ここで1時まで休憩します。

（午前11時53分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 窪 木 浩 一 君

○議長（前田武久君） 引き続き、一般質問を行います。

1 番、窪木浩一君。

〔1 番 窪木浩一君 登壇〕

○1 番（窪木浩一君） 1 番、窪木です。

村の自然と景観を守るべく対策についてご質問させていただきます。

昨今、各地で騒がれている太陽光発電の設置等で起こり得る土砂崩れや景観の問題、火災、破損の際などパネルに含まれる有害物質による環境汚染、また、そういった施設での設備の窃盗被害など治安の悪化などが問題になっております。

さらに、外国人や海外企業等が地方の土地を買収し、水資源や森林資源などを取得しトラブルになるケースや産廃、不法投棄などの被害につながったとの話も耳にします。

村でもこういった被害が今後ないとは限らないと考えます。村の豊かな自然、景観を守るべく対策を講じるべきではないかと思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 1 番、窪木浩一議員のご質問、村の自然と景観を守るべく対策についてお答え申し上げます。

議員おただしの太陽光発電の設置などで起こり得る土砂災害や景観問題、環境汚染など危惧されることは村としても考えております。村内には大規模太陽光発電設備が青生野地区に設置されておりますが、幸いにも現在まで議員が危惧されるような事案は発生しておりません。

しかし、今後いつ起こるか分かりませんので十分に注視していきたいと考えております。

もう一点、外国人などが地方の土地を買収し、様々な問題が起きるのではないかと危惧されているようですが、村の豊かな自然、景観を守るため、今後、条例の制定などを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上で窪木浩一議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木浩一君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

とりわけ太陽光発電はクリーンエネルギーを生み出す革新的な製品として脱炭素やカーボンニュートラルの実現といった目標のために国も力を入れており、私有地による個人や企業の投資であったり、売電、土地の売買等、それ自体を悪いこととするものではもちろんありませんが、例えばパネル火災等が起きれば山林火災につながるおそれや、昨今のゲリラ豪雨など土砂崩れの危険、ほかにも地震、雷、台風などの自然災害も含めてそれらの影響でパネルに含まれる有害物質、ヒ素、カドミウム、鉛、セレン等の正しく処理をされない場合の土壌や河川への汚染被害、使えなくなったパネルの不法投棄や事業者の倒産等による施設放置等も大きな問題となっており、事が起ければ隣接する土地や住民、村自体への影響も考えられると思います。記憶に新しい戸草の河川の件などもあり、何かの環境影響があった場合、村が対応せざるを得なくなることになりかねないと考えます。

今後こういった施設整備からこのような環境リスクを生じた際に村はどのような対処をするか。また、それを未然に防ぐため事前対策をしっかりと具体的に決めておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 窪木浩一議員の質問に答えさせていただきます。

まず、自然災害による土砂災害、あそこは割かし平坦地のところが多いため土砂崩れなどの災害は少ないかと思いますが、そういうのを頭に入れていって、今後、指導していきたいと思います。また、あそこの最初の中身については、取組の中身については、私ちょっと当時関係していないというか、していないところがありますので、職員の中で知っているかな、職員のほうで答弁させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、我妻君。

○農林商工課長（我妻正紀君） 議員ご指摘のとおり様々なリスク、出てくると思います。事業者、鮫川エナジーですね、こちらのほうとしっかりと協議をして対策を講じられるように打合せ等重ねていきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君） すみません。私の言葉足らずで、青生野のメガソーラーに関して言っているだけではなくて、今後、例えば村でソーラー発電をする際に村の定めた一定条件を満

たした方とかで設置ができる仕組みづくりとか、そういう災害に関して未然に防止できるような何か取決めみたいなものを協議できればと思っておりました。すみません。

このようなクリーンエネルギーと言われるものでもメリットとデメリットがやっぱり存在しまして、何も起きなければそれにこしたことはないんですが、リスクをしっかりと認識した上で今後も対策を村で行っていければと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青戸です。

まず、1点目の質問から入らせていただきます。

今後の村づくり施策と政策について。

村長に就任し2年目となります。1年目を振り返るとともに今後の村づくりの施策と政策を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の1番目の質問にお答えします。

まず、私は村長就任後、職員にはまず挨拶をお願いいたしました。村の元気、職員の元気、そして組織のまとまり、住民とのコミュニケーションを取るためにも挨拶は大変大切であるとの思いで挨拶をお願いしました。私自身も日頃から大きな声で挨拶を心がけているところであり、今後も職員に挨拶の徹底を図っていきたいと思います。

また、若者の定住化を促すために財政的支援であります給食費の無償化、各検定料の全額支援、あわせて今年度から実施しました保育園留学や先代から受け継いだ美しい里山の景観、食を生かした関係人口の創出による定住人口の維持、拡充のために力を注いできました。まだまだ人口減少が進む中ではありますが、先般テレビで放映されました「田舎くれんぼ」、そして今回、議員の紹介で実施しましたドレッドカリパーティーでは村外から2,800名ほどの人の入場者がありました。鮫川村の知名度、そして関心も相当高まったものと想像します。

今後も定住人口の確保のための施設の検討を主に、義務教育学校の早期の設立と合わせた

中心地の活性化にある、にぎわいのある村づくり、就農人口の確保による景観の保持、そして、高齢化が進む中での健康長寿のための取組やシニア世代が安心して生活するための集合住宅の検討、さらには防犯・防災など山積する課題に汗を流していきたいと思います。

以上で、3番、青戸議員の1番目の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） どうもありがとうございます。

今後の施策を遂行した上で昨年の評価をしっかりと行って、また、今の状況をよく判断し、そして改善を図り、村長及び組織がどのような方向に向けて地域づくりをしっかりと進めていくのかが重要と考えております。私自身も村長の方向性をしっかりと把握しながら住民の声を聞き、村政にスピード感を持って尽力する考えです。

人口が減るから地域消滅と考えるのではなく、新しい仕組みづくりをつくることが大事ではないでしょうか。もう一度、その新しい仕組みづくりを伺います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） まず、私は村長になりまして一番先に考えたのは、にぎわいある村づくり、にぎわいを出すのにはどうするかということで、取りかかったのは関係人口の創出であります。いろいろな創出にも手法もあります。私は先代から受け継いだこの美しい里山の景観、そして食文化を利用した村づくり、人は美しい景観、そしておいしいものがあるところには必ずや来るものと私は認識しております。そのための関係人口の創出、そしてその後、保育園留学、これも都会との、親子さんとのつながりで村に関心を持ってもらって、また、そこで関係人口を増やして定住化に図りたい。そういう思いで全て人口維持、拡充のために関連した流れでやっております。

その後、また、景観維持には農業支援、これは農家は本当に田畑の草を刈るばかりじゃなくて、守るばかりじゃなくて景観、周りの景観まできれいに整備しております。この農家を守らなくては村の景観整備はあり得ないと私は考えております。

あわせて、高齢者の対策、これも年々少子高齢化に伴って高齢者が多くなっております。この高齢者が、一生懸命村のために働いてくれた高齢者を何とか守ってやりたい、何とか健康長寿を伸ばしてやりたいという思いで様々な施策、今度のマージャンなどもそうです。これは全国的に相当はやってきております。こういうのをやることによって、また生きがい、生きがいも変わってくるのかな、そういう思いでもおります。

また、先ほど質問にお答えいたしました、やっぱり都会に出る子供たちにとって一番心配

なのは親御さんなんです、親なんですよ。親とかじいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さんなんですよ。そういうことに対してどういう対応を行政でしてやるかと、それも一つの思いで集合住宅などの検討もしてきました。

今後それらを含めてまだまだ山積している課題も相当あります。そういうのを含めて議員さんのお力添えを借りながら今後、進めていきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） ありがとうございます。

もう1年が過ぎて、あと任期中、あと3年ですか。この任期中、存分に力を発揮していただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、村の環境整備、景観の維持について。

村内には村道、農道、林道、施設等が多々あります。今後、環境整備、よい景観の維持について設備が必要となります。今年は地元の建設会社の協力によって整備を行っていただきました。今後の緊急性をまた鑑み、村において作業機械の導入を検討してはどうか伺います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の2つ目のご質問、村の景観整備、環境の維持についてお答え申し上げます。

村では昨年まで鮫川村シルバー人材センターへ国道、県道、村道、林道、沿線の草刈り作業を委託し実施してまいりましたが、シルバー人材センターの会員数の減少により実施できる作業範囲も限られてきたことから、今年度より里山景観維持業務として村道、林道の草刈り作業を村内5社の建設業者に委託し、4月中旬から8月中旬までに作業を実施したところであります。また、50万未満の小規模工事については単価契約により迅速に発注できるようにし、道路などの維持管理に努めているところでございます。

議員おただしの作業機械を導入検討につきましては、建設会社への委託に加え、新たに村として作業機械を導入して直営で作業をすることとなると、人材の確保と機械の購入費や維持管理費が高くなることが想定されます。したがって、現在のような業者への委託が、作業効率、村の財源も限られたものであることから、コストの面でも最善であると考えております。

一方で、高齢化により作業ができない地域が今後ますます増えることも想定されるため、作業機械の導入につきましては、将来に向けて検討したいと考えております。

以上で青戸義之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） これからますます労力不足が進むということになってくると思います。ですから、これも先ほど村長さんの答弁もあったように機械の導入を今後考えていきたいということでしたので、これも早急に何らかの対応策が必要になるかと思います。また、人力の労力ということは過大に負担になるというもあり、だんだん高齢化が進んでいますのでどうしても人手不足になると思います。

あと今、除雪なんかは近隣の、村所有の土地に対しては地域住民の人が除雪なんかをしてくれているわけです。そして、その燃料費を支払ったりしているわけですので、この除草に関しても地域の人とよく話をし、もしそのぐらいだったら私が刈ってやってもいいよというぐらいの話が出てきた場合に、やっぱりボランティアということじゃなくて、今の燃料代、すごく高いですね、ましてや混合油は高いですから、せめて燃料費を助成するとか、あとは少し日当まではなくても若干の報酬をお支払いして、少しでもお手伝いしてもらえればいいのかと思っています。

私も知り合いのほうにちらっとこんな話ししたら、そういうことぐらいだったら協力できっかもよという人もやっぱりおりますので、これは村のほうから働きかけて少しでも応援してもらえようだったらばしてもらったほうがいいのかなと思っています。

これからあまり人力の負担にならないような対策を講じていただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

〔2番 本郷弘義君 登壇〕

○2番（本郷弘義君） 2番、本郷弘義。

昨年の6月議会で森林の伐採関係について質問をさせていただきました。

今回は森林資源の利活用についてと、小中一貫教育のための校舎建築についての2点につ

いて質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、森林資源の有効な利活用についてであります。

本村の森林面積は、総面積の74から76%。ここから切り出される人工林の針葉樹や広葉樹の伐採材で単価の高い部位は建築材やパルプ材として搬出し売却されますが、端材や枝葉、いわゆるほだの部分ですね、それらは山林に放置されています。

この端材等を木質バイオマス燃料としてボイラー等での熱利用や発電にえばCO₂の低減にもつながるものと思われます。それらの端材等がさぎり荘のボイラーのまき燃料として利用されれば山林の所有者等も意欲が湧き、雇用の創出や山の管理にも有効であると考えます。また、さぎり荘のまき燃料の需要と供給がバランスよく運営できれば大変理想ではないかと思うところであります。

これらを踏まえまして、堆肥センターでのまきの買取価格を見直していただきたいと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君の答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の1つ目、森林資源の有効な利活用についてのご質問に対してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、木材の利用は地球温暖化対策にも有効な手段であると認識しております。令和5年度に村に伐採届が提出された件数は62件で、伐採面積は168ヘクタールとなっております。今年度も既に23件の届出が提出されております。村内山林の伐採が活発に行われている状況です。

一方で、議員ご指摘のとおり、端材や曲がり材など価格の低い未利用材が山林に放置されており、これらを森林資源として有効利用できれば、森林の保全、雇用の創出、地域経済の循環も見込めるものと考えております。

一方で、端材や曲がり木には形状や大きさが個体により異なるため、さぎり荘で使用するためには運搬効率が悪く、また、ボイラーへの投入が行えないことから、購入することは難しい状況であります。

今後は、堆肥センターにおけるまきの買取価格や搬入木材の規格について検討するとともに村内産の木材を有効活用できるよう検証してまいります。

以上、2番、本郷弘義議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） ありがとうございました。

堆肥センターでのまきの買取価格は実寸によって違います。一番高いものでクヌギ、ナラ関係で10キロで60円となっております。例えば軽トラ350キロ、満載に積んで持ち込んだ場合の受入価格はこの計算ですと2,100円ですね、一番いいので。森林から搬出して1日4回運んでも8,400円。これに係る経費等を計算しても全然割に合わない仕事なんです。そのため、端材は余計な手をかけずに山林に放置されてしまうというのが現状であります。

ボイラーの燃料とされる重油の価格ですね、リッター大体110円ほどです。端材は軽トラ1台で350キロ積んで2,100円、重油約19リッター相当。まき350キロと重油19リッターの熱エネルギー発生熱量の単純比較はできないと思いますけれども、まきは循環できる再生資源で無限に使える可能性があります。

一方、化石燃料は有限で将来枯渇します。森林をつくり、森林を守ることは水源涵養、山地災害防止、森林生態系の保全、木材生産維持、CO₂を吸収して地球温暖化を抑制することなどに大きな役割を担っております。また、山林等の所有者が森林の手入れ、管理をすることによりわずかであっても収入を得ることができれば意欲と生きがいの弾みとなり、健康維持にもつながるものと考えます。

したがって、もう少し受入価格を上げていただければと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） まず、端材と曲がり木、これもちよつとやりようによっては私、利用価値があるのかなと。ただ、ボイラーには入れなくても、これ肥料関係、今、東京農大さんとも提携しておりますので、こういう細かく砕いて肥料関係なんかに利用できないのかなという頭もあります。こういうのを利用することで山もきれいになりますし、そこらも今後検討、何か利用方法を検討していくという方法であります。

また、今まきの価格であります。今、本当に燃料費も何も上がっている中で今の搬出価格、買取価格では本当に大変だと思いますので、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） よろしく願いをいたします。

それでは2つ目、小中一貫教育のための校舎建築について質問をさせていただきます。

過日、議会全員協議会におきまして鮫川村義務教育学校基本構想が公表されました。この一大プロジェクトをまとめ上げました教育長をはじめ関係役員の方々のご労苦にまず感謝を申し上げたいと思います。

この鮫川村義務教育学校基本構想の中に学校移転に伴う校舎の建築工事が発生します。そこで質問に入らせていただきます。

学習や教育の場には木質感が大変重要な効果があると言われております。今回の校舎建築に当たりまして、木材の豊富な森林資源を生かすため、地場産、鮫川産ですね、特に、木材をふんだんに使ってほしいと思います。

木材は通気性や調質性、断熱性に優れ高温多湿の日本の気候に適しております。また、消臭や抗菌、ダニやアレルギー物質の防除にも効果があると言われております。特に、内装材に利用することにより心身のリラックス効果やストレス抑制効果、それから集中力を持続させる効果もあるそうなので、教育現場には不可欠な要素であると思います。また、本村には木材を使いこなす優秀なたくみと言われる大工職人さんが大勢いますので、ぜひこの際に、地元での校舎建築に当たり腕を振るう場を設けていただきたい。今から構想を練って段取りをしていただきたい。

教育長の考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 2番、本郷弘義議員の2つ目、幼小中一貫教育のための校舎建築についてのご質問にお答えいたします。

まず、地場産木材の活用につきましては、木材が快適性、経済性や耐久性等において、他の材料に比べ優位性があるとともに、森林の活性化に寄与することにつながるものと考えております。また、森林のSDGs化を目指した脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、旧法律では木材利用促進法となりますが、これについては建築物全般の木造率向上を目標としていることから、補助金の対象の拡大や補助率のかさ上げにつながる可能性もあります。

鮫川村といたしましても、ぜひとも地場産材の活用を図り、新しい学校の木材による環境づくりと、村の産業の林業の振興に寄与してまいりたいと考えております。

次に、校舎建築における村内の職人の活用につきましては、鮫川にふさわしい建築が期待されるよう村の自然や環境に通じた職人の手に幾らかでも関わっていただくことは大きな意

味があると考えております。このことから、参入していただけるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上、2番、本郷弘義議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） ぜひとも前向きにお願いをしたいと思います。

建築物を造るのには建物の用途、規模、階数、地域によって様々な法規の規制がかかります。開発行為、学校教育法関係、建築基準法関係、消防法等がありますが、これらの法規を遵守しながら、未来をつくる子供たちのためによりよい環境を整備していただきたいと思います。また、建築コストも純木造、一部木造の複合構造、内装のみ木材使用など設計の内容で大きく変わります。計画は慎重を期し、時間を惜しまず進めていただきたいと思います。

木材の利用は今、お話ありましたけれども、カーボンニュートラルの推進からも一考していただきたいと思います。また、建築に当たりましては、地元の企業も工事に関われるような機会を見られるような発注方法を望みますが、いかがお考えでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） 本郷議員のただいまのご質問にお答えいたしますが、学校という建築を考えた場合には、いわゆる強度の問題から県産材が使える、そして、村から出た材木が使える。いろいろな場面が想定されますが、やはり強度を考えると集成材とかコンクリートは入ってくるというふうには思っております。木材を使用する建築物の坪単価もいろいろな統計が出ておりまして、使い方によっては有利に働くということも承知しております。

また、作業に当たる職人の方ですが、これは村内の企業で対応できる部分についてはぜひともお願いしたい。主体的にお手伝いをいただくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） いろいろ、本当に面倒なことをありがとうございます。

なるべく地元の木材が使えるところに使う、それから地元の企業の、多分これだけの規模になると村内の業者では対応できません。ですから、仮に請け負った業者の方に、できればうちの村の業者も使ってくれよと、そういうふうな口添えなんか、いただければいいのかなと思います。

それから、学校は学びの場、それから集団生活の場、それから地域公共施設としての役割がありますので、鮫川村のシンボルとなるよう私も微力ながら応援いたしますので、よろしく願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

○7番（遠藤貴人君） 再放送も合わせて2回、鮫川村が舞台となった「田舎くれんぼ」が放送された影響が様々な形として表れてきております。前回、私はこのテレビ放送を交流人口の増加につなげていただきたいと申しましたが、これは村長お一人にお任せするものではなく、村民お一人お一人それぞれの立場でテレビ放送をきっかけとした交流人口の増加につなげることでできるものです。私自身も村民としてこれらに取り組んでまいり所存でございます。

それでは、通告に合わせまして一般質問をさせていただきます。

郷土愛を育む学校教育についてです。

本村の学校教育について、以下の点でお伺いをいたします。

子供たちに日本の成り立ちである神話についてどのような教育がされてきたか。

歴史や伝統を子供たちに伝えることが本村ならではの郷土愛を育む教育となり得るが、どのように取り組んでいるかをお伺いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充に答弁を求めます。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 7番、遠藤貴人議員の郷土愛を育む学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、神話についてでございますが、神話についての教育は、学校の学習の基準である国の学習指導要領においてこのように書いてございます。「昔話や神話、伝承などを読み聞かせを聞くなどして我が国の伝統的な言語文化に親しむこと」とあります。小学校、これは1、2年生の国語で扱っております。神話、伝承は日本の長い歴史の中で国の始まりや形成過程、人の生き方や自然などについての古代からの人々の物の見方や考え方が現在に引き継がれてきたものであります。

現在、2年生の国語で「因幡の白ウサギ」を学習しておりますが、学習指導要領にありますように読み聞かせを聞く内容となっております。また、6年生においても、我が国の歴史上の主な事象について学習がありますが、神話については、これは社会でございますが紹介をする内容となっております。

次に、郷土愛を育む教育についてでございますが、小学校4年生社会において、「歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承のための取組などに着目して、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、人々の願いや努力を考え表現すること」とあります。

本村におきましては、小学校のキャリア教育の一環である鮫川学と、その中で歴史探訪や文化財巡りなどを企画しており、また、語り部による読み聞かせや鮫川村伝承である紙すきなどを実施しております。

教育委員会といたしましては、今後とも村固有の歴史文化、伝承をつなぐ教育を通して児童・生徒の郷土愛が将来にわたって深まり、育むよう努めてまいる所存であります。

以上、7番、遠藤貴人議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 来年度、中学校の教科書が改訂になるということで、今、使われている教科書、小学校、中学校の教科書を公民館のほうで閲覧をさせていただきました。そのときに、私、中学校の教科書しか、ちょっと歴史教科書を中心に見ていたので、見落としがやっぱりあったんだなというふうに今、感じたんですけれども、その教科書には日本の神話の記載がなかったものですから、そういった教科書を使っていることに関してどうお感じになっていきますかということをお聞きしようと思ったんですけれども、今、教育長の答弁の中では、小学生の国語の教科書の中に「因幡の白ウサギ」のお話があるよというようなお話だったので、確かに私も相当昔なのでうろ覚えなんですけれども、「因幡の白ウサギ」とか「ヤマタノオロチ」とかそのぐらいは、国語の教科書に、たしか国語の教科書か道徳か、何かそんな教科書に載っていたななんていうふうに今、思い返しました。ですので、そういったことで最低限の神話の教育はやっているよというような答弁であったかというふうに感じました。

今、全国的に未婚率が高いことというのは、私は個人的にはやっぱり収入が上がらないことが一番の原因だなというふうに感じています。また、そういった地方から東京を中心とするような大都市に人口が流出してしまうというのは、仕事の選択肢が狭くなるということが一番の要因じゃないかなというふうに私個人的には考えているんですけれども、ただ、今回質問しています神話とか歴史、そういったことを学ぶということも少なからずこういった、

今、全国的に抱える問題の一つの要因であるというふうな私自身が信念がありますので、こういう質問をしているところであります。

イギリスの歴史哲学者、トインビー、世界的に有名な学者ですので教育長もご存じだと思いますが、アーノルド・Ｊ・トインビーが残した言葉の中で、「自国の神話や歴史を学ばない民族は100年以内に必ず滅びる」という言葉を残しています。

大東亜戦争から本年で79年。GHQだとかウォー・ギルト・インフォメーション・プログラムだとかと申しますと話が大きくなるので申しませんが、戦後教育で失われてしまった日本の神話を学ばなければならないなというふうに感じています。それは、今言った「因幡の白ウサギ」とかそういったことは、もちろんこれは最低限のことだと思うので、さらにというところなんですけれども、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） どうもありがとうございます。

まず、故郷に対するそういうふうな歴史、それから神話、そういうようなものがちょっとした社会構図を変えるというふうなことについては、実は私も思っておりまして、一番人間にとって、我々、田舎に育ったんですけれども、大事なものは郷愁という言葉だと思います。その郷愁には、やっぱりその土地で生まれ育って、学んで、そしていろんな人との関わりの中で培われていくものだと思いますし、私自身も東京で学んでいたときに、やっぱり郷愁の念というのは決して絶たれることはありませんでした。そういう面において、これは非常に大事だということで、学校教育においてもやっぱり実際の授業の中で扱われるべきものだというふうに考えております。

実は、戦後しばらくこの神話については学校教育で扱われなかったという事実があります。それがこの23年ですか、の学習指導要領改訂によってまた扱われるようになったということで、私自身としては非常にいいことだなというふうに思います。

ただ、議員ご承知のように、物語として扱っているということが重要でありまして、今後はさらに拡大すると思いますが、この物語の真意をその村にあるそういうものを追究するのではなくて、日本の伝統や文化として語り継がれていく、そういうふうな教材になってくれればいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 2年前に海ノ民話のまちプロジェクトによって鮫川の鮫伝説、化身し

た黄金の鯨として鯨川の民話、神話がアニメーションになりました。当時は小学生に上映会などもあったようですが、その後、去年だったと思いますので今年になるかと思うんですけども、その後そういった上映会などそれらに関わる、このアニメーションに関わる何かそういった施策はありましたでしょうか。お伺いをします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） 私の知る限りにおいて、私が就任してからはそういう報告はございません。

ただ、各学校にDVDがありますし、ユーチューブでも配信されておりますので、活用については今後促していきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 私もユーチューブのほうで拝見をしました。学校にDVDも配られているということでありましたけれども、ぜひこれは、せっかくこういった形で鯨川の神話がアニメーション化されたということですので、何とかこれを生かして小学生をまた集めて上映会、それは全学年でなくても構わないんですけども、学校の中でも構わないので、何か皆さんで同じ映像を見て一緒に何か考えるような機会というのをぜひつくっていただければというふうに感じています。

なぜそういうことを私、申しますかというのと、教育長よく、恐らくご存じだから伺わせていただくんですけども、埴町には寺西代官の読み物、本があると思うんです。恐らく「縁結び代官寺西封元」みたいな本だったと思うんですけども、とても大事な取組だなというふうに感じていまして、何でそれが大事かというふうに申しますと、やっぱり先人の立派な考え方とか生き方というものに触れることによって、自分はどこまでできるか分からないけれども、このような生き方を目指していくんだというような気骨を持つきっかけになるというふうに私は感じているんです。

ですからそういった人物が過去に埴町にいたこととか、そういった者が今現在で読み物になっていることとか、これ、非常に私は埴町にとっての財産だし羨ましいなというふうに感じるんですけども、ですから、鯨川でもぜひそういったものをうちの村でもぜひつくっていききたいというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

私も埴出身ですので、それは、寺西代官が1つ角川文庫から発刊されて多くの人に読まれているということについて非常に嬉しく思っております。また、これまで、ここ数年前までは町中に寺西8か条というものがあって、そして、町民のそれぞれの生活の中に寺西8か条があって受け継がれてきたと思います。

ただ、本については、これは偶然だそうです。こちらで依頼して執筆されたものではなくて、その執筆者である、何と申しましたか、ちょっと作家の名前は忘れましたが、「超高速！参勤交代」を書いた人です。その方が独自の調査をもってあの小説を書いたというところで、非常に町ではありがたがっておりました。今はちょっと分からないんですけども。

あと、鮫川村において、やり方はいろいろあると思うんですけども、そういう本を書きただけの方がいればありがたいんですが、こちらで企画をしたり、人物についてですね、それからそれに関わる文化講演会などを開くなどして、やはり鮫川村のこれまでの伝承や伝統、そういうものを村民と共に共有する場を設けていければなというふうに思っております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） その作者が参勤交代の方と同一だというのは今初めて知りましたが、恐らくそれはあれですね、いわきの湯長谷藩の恐らく参勤交代のお話が元になった映画だったかなというふうには思うんですけども。

さっきの鮫池なんですけれども、今の寺西代官の話は偶然だったと、これは非常に埴町にとってはすばらしい偶然だなというふうに感じて聞いていたんですが、民話に登場した鮫池と呼ばれる現地へ行って、本来であれば小学生などにその場所に行って体で、五感でやっぱりそういったものを感じていただいて、ここが鮫川村という名前のルーツ、原点になった池なんだと、神話の場所がここなんだといったことを感じていただきたいなというふうに思っているんですが、鮫池への道は相当大変な道なようで、なかなか子供が行けるようなところではないと。

それは非常にもったいないなというふうに私は感じていまして、これは段階的になるかとは思いますが、少しずつ整備を進めていって、鮫池というところに誰でも訪れて、ここが鮫川村のそういったルーツなんだというものを体験できるような、そういった場所になっていけばいいなというふうに感じていますが、その点についてもいかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） 鮫池については、実際にこの話を聞いて、昨年になりますが、村外の方から鮫池に行く道はどうなっているんだと、そこに看板はあるのかというような話があ

って、ちょっと行けないんじゃないかという判断を職員のほうで対応したということがございました。

整備につきましては、私有地でもありますし、池が現存しているわけでもないということもございますので、これは本当に研究の余地があると思います。

ただ、あれだけメジャーに鯨池というものが村外の方に知っていただいたわけですので、何らかの形で、今は地図だけですけれども、紹介できればなど、そういうふうな方法も考えていきたい。つまり、鯨池の場所に行ってそういう物語に触れるような機会はつくりたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7 番、遠藤君。

○7 番（遠藤貴人君） 私有地ですか、今現在、池のていをなしていないというか、そういったところもありますので、もちろんおっしゃることも理解いたしますが、やはり先ほど申しましたように段階的に何かあそこを、本当に貴重な場所だと思いますので、そのまま手つかずにしておくのはいささかもったいないという感じがしますので、何とかそういった場所を生かしていけるような施策につなげていければいいなというふうに感じています。

最後になりますけれども、明治22年の合併から今年で135年になるようです。鯨川村が鯨川村として今現在も存在している原点が、何度も言いますがそこにあると私は感じています。神話や民話が日本民族、そして鯨川村民のアイデンティティーとなるよう期待を申し上げ、今般の私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（前田武久君） 以上で一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩します。

（午後 2時01分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（前田武久君） 日程第5、報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付し議会に報告するものであります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも各健全化基準を下回る良好な比率であり、健全な財政状態であることを示しております。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） ここで、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、まず議案書2ページ、令和5年度健全化判断比率審査意見書と、3ページの令和5年度資金不足比率審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明を申し上げます。

最初に、2ページの令和5年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査結果であります。

（1）は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

表の①実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんので、ハイフンで表しております。

③の実質公債費比率は6.4%と算出されております。令和4年度の比較で0.4ポイントほど下回りました。早期健全化基準の25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

す。

④の将来負担比率につきましては、比率が算定されないため、ハイフンで表しております。

(2)の個別意見は、表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの令和5年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査結果であります、(1)の総合意見では、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見であります、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計のいずれの会計も資金不足額が生じておらず、経営健全化基準の20%を下回り、良好な状態を示しておりますので、表ではハイフンで表しております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長（前田武久君） ただいま報告されました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の報告は終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（前田武久君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（和解）を議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、報告第４号 専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

議案書の４ページをお開き願います。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会においてその議決により特に指定されております損害賠償に係る事件で、その金額が30万以下のものに係る和解につきまして専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

議案書の５ページをご覧ください。

専決第１号、専決処分の内容であります。本件は令和６年３月27日に発生し双方が損害を受けた物損事件に関し、相手方との和解について令和６年６月３日に専決処分したものであります。和解の相手方の氏名などは議案書に記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。令和６年３月27日午前10時11分頃、大字渡瀬字関下地内の国道289号線を走行していたスクールバスがＵターンしようとして右折したところ、後方から追い越してきた相手方の車両と接触し、双方の車両が損傷したものであります。和解の内容であります。相手方と話し合いを進めてまいりましたが、先般、示談が成立いたしましたので、その対応をさせていただいたものでございます。

以上で報告第４号 専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第４号の報告を終わります。

◎承認第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田武久君） 日程第７、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度鮫川村一般会計補正予算（第２号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、承認第１号 専決処分の承認を求めることについての内容であります。

専決第 2 号 令和 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、福島県議会議員選挙の執行経費を計上したものであり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 7 月 22 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案書の 6 ページから 9 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1 ページから 6 ページをご覧ください。

補正前の予算総額 31 億 2,092 万 7,000 円に対し、今回 321 万 9,000 円を増額し、補正後の予算総額を 31 億 2,414 万 6,000 円とするものであります。

事項別明細書の 2 ページをお開きください。

歳入につきましては、15 款県支出金、3 項 1 目 5 節選挙費委託金として 321 万 9,000 円を受け入れるものです。

次に、歳出につきましては、2 款総務費、4 項 4 目福島県議会議員選挙費 456 万円を計上し、歳入の不足分を補填するため 13 款予備費を 134 万 1,000 円減額するものであります。

以上で、承認第 1 号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 2 号））を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎議案第 58 号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第 8、議案第 58 号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第58号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、国民健康保険の被保険者証が発行されなくなることから、条例の一部を改正するものであります。

以上で議案第58号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第59号～議案第67号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第9、議案第59号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第67号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第59号から議案第67号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和6年度の一般会計、各特別会計及び各公営企業会計の補正予算につきましては、令和5年度各種事業費の確定に伴う国・県などへの償還金の補正及び令和5年度決算に伴う前年度繰越金の確定のほか、所要の経費を計上しております。

なお、前年度からの繰越金につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

各会計の補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） では初めに、議案第59号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお開き願います。

補正前の予算総額31億2,414万6,000円に対し、今回3億5,476万3,000円を増額し、補正後の予算総額を34億7,890万9,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

1款村税、1項村民税、2項固定資産税及び3項軽自動車税の各2節、滞納繰越分の増額につきましては、令和5年度分までの滞納繰越分を計上するものであります。

9款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金1,210万1,000円を増額につきましては、令和6年度減収補填特例交付金の交付額の決定によるものであります。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税4,000万円の増額につきましては、令和6年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

10ページをご覧ください。

14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金451万4,000円を増額につきましては、個人番号カード交付事務費143万4,000円及びデジタル基盤改革支援事業費308万円を受け入れるものであります。

11ページをご覧ください。

16款財産収入、2項1目1節物品売払収入78万9,000円を増額につきましては、競売により公用車3台を売却したものであります。

12ページをご覧ください。

17款寄附金、1項1目1節地域振興費寄附金150万円の増額につきましては、ふるさとづくり寄附金の増額によるものであります。

同じく2節その他の寄附金210万円の増額につきましては、本村第1号及び第2号となる企業版ふるさと納税としまして企業から2件の寄附があったものであります。

18款繰入金、2項9目1節農山漁村活性化基金繰入金350万の増額につきましては、農業担い手機械等導入支援事業費補助金といたしまして活用するため繰り入れるものであります。

20款諸収入、5項1目1節雑入830万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワク

チン定期接種の助成金であります。

13ページをご覧ください。

21款村債、1項3目1節緊急防災・減災事業債2,970万円の増額につきましては、防災行政無線情報配信システム整備事業のために借り入れるものであります。

同じく6目1節緊急自然災害防止対策事業債4,050万円の増額につきましては、農業用水路修復事業について辺地対策事業債から借り入れるとともに、今年度において工事まで完了させるために増額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

2款総務費、1項5目24節積立金1億2,887万4,000円の増額につきましては、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てるもののほか4つの基金に積み立てるものであります。

17ページをご覧ください。

3款民生費、1項5目22節償還金、利子及び割引料332万7,000円の増額につきましては、令和5年度の各事業費の確定に伴う返還金であります。

19ページをご覧ください。

4款衛生費、1項2目12節委託料1,180万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種業務を計上するものであります。

20ページをご覧ください。20ページからです。

6款農林水産業費、1項6目14節工事請負費3,558万3,000円の増額につきましては、今年度、農業用水路修復工事の測量設計業務のみを計上しておりましたが、令和7年度の作付に間に合わせてほしいとの地元住民からの要望を受けて、工事請負費を計上するものであります。

22ページをご覧ください。

9款消防費、1項3目12節委託料2,970万円の増額につきましては、防災行政無線情報配信システム整備業務といたしまして、福島県防災アプリとの連携に伴う情報配信システム増設に要する経費を計上するものであります。

23ページをご覧ください。

10款教育費、1項2目12節委託料8,600万円の増額につきましては、公立学校等複合施設基本設計業務8,000万円及び基本設計プロポーザル要領委託仕様書作成業務600万円を計上す

るものであります。

続きまして、各特別会計及び公営企業会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第60号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の17ページ、事項別明細書の30ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額4億2,195万円に対し、今回2,974万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億5,169万2,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の31ページをご覧ください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税376万3,000円を増額につきましては、令和5年度までの滞納繰越分を計上したものであります。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金2,400万5,000円を増額につきましては、保険給付費の増に対する県普通交付金の増額であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

32ページをご覧ください。

2款保険給付費、2項1目18節負担金、補助及び交付金2,400万5,000円を増額につきましては、高額療養費の増によるものであります。

6款基金積立金、1項1目24節積立金176万3,000円を増額につきましては、前年度繰越金を国民健康保険事業費支払準備基金に積み立てるものであります。

次に、議案第61号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページ、事項別明細書の35ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額5,604万円に対し、今回740万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を6,344万5,000円とするものでありますが、前年度繰越金を予備費に組み入れる補正予算となっております。

次に、議案第62号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページ、事項別明細書の37ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額782万7,000円に対しまして、今回262万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,045万2,000円とするものでありますが、前年度繰越金を予備費に

繰り入れる補正予算となっております。

次に、議案第63号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の23ページ、事項別明細書の39ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額5億2,870万8,000円に対し、今回781万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億3,652万4,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の40ページをご覧ください。

1款保険料、1項1目3節滞納繰越分普通徴収保険料53万9,000円を増額につきましては、令和5年度分までの滞納繰越分を計上するものであります。

41ページをご覧ください。

6款繰入金、1項1目5節低所得者保険料軽減繰入金52万円の増額につきましては、低所得者の保険料を軽減するため一般会計から繰り入れるものであります。

同じく2項1目1節介護給付費準備基金繰入金585万7,000円を増額につきましては、介護給付費の財源内訳の変更によるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

43ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項2目22節償還金、利子及び割引料559万4,000円を増額につきましては、令和5年度の介護給付費負担金等について国・県に返還するものであります。

同じく2項1目27節繰出金210万4,000円を増額につきましては、令和5年度の介護給付費村負担金等の精算により、村一般会計に繰り出すものであります。

次に、議案第64号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の26ページ、事項別明細書の45ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額1億4万3,000円に対し、今回539万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億543万5,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の46ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項1目古殿町負担金60万5,000円を増額及び2款繰入金、1項1目一般会計繰入金40万8,000円を増額につきましては、運営費の増額によるものであります。

す。

4 款諸収入、1 項 1 目 2 節滞納繰越分 5 万円の増額につきましては、給食費納付金滞納繰越分を計上するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

47ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、総額101万3,000円の増額につきましては、運営費を計上したものであります。

3 款予備費437万9,000円の増額につきましては、前年度繰越金及び滞納繰越分を予備費に組み入れるものであります。

次に、議案第65号 令和 6 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の28ページ、事項別明細書の51ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額4,365万2,000円に対し、今回14万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,379万6,000円とするものであります。

歳入歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の52ページをご覧ください。

歳入の 1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目 4 節滞納繰越分普通徴収保険料 6 万2,000円の増額につきましては、令和 5 年度分の滞納繰越分を計上するものであります。

歳出の 4 款予備費につきましては、繰越金の残額を予備費に組み入れるものであります。

次に、議案第66号 令和 6 年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の30ページ、補正予算実施計画の53ページをお開き願います。

収益的収入の補正前の予算総額6,687万9,000円に対し、今回60万7,000円を増額し、補正後の予算総額を6,748万6,000円とし、収益的支出の補正前の予算総額8,508万8,000円に対し、今回296万7,000円を増額し、補正後の予算総額を8,805万5,000円とするものであります。

収入及び支出の主なものについてご説明いたします。

54ページをご覧ください。

収入の 1 款簡易水道事業収益、1 項 1 目給水収益60万7,000円の増額につきましては、令和 5 年度分までの水道料の滞納繰越分を計上するものであります。

支出の 1 款簡易水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費253万円の増額につきましては、

塚本地区の空気弁更新工事費を計上するものであります。

次に、議案第67号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の31ページ、補正予算実施計画の57ページをお開き願います。

補正前の収益的収入予算総額2,690万円に対しまして、今回104万8,000円を増額し、補正後の予算総額を2,794万8,000円とするものであります。

明細書の58ページをご覧ください。

収入のみの補正ではありますが、1款集落排水事業収益、1項1目集落排水使用料104万8,000円を増額につきましては、令和5年度分までの集落排水使用料の滞納繰越分を計上するものであります。

以上、議案第59号から第67号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、各議案の説明を終わらせていただきます。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第18、議案第68号 鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略「基本構想」の策定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第68号 鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略「基本構想」の策定についてご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開き願います。

本案は、鮫川村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略の基本構想の策定について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、本構想案については、8月20日、まち・ひと・しごと創生有識者会議においてご審議いただき、承認を得たところであります。

以上で議案第68号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第19、議案第69号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第69号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更に
ついてご説明申し上げます。

議案書の37ページをお開き願います。

本案は、令和6年4月1日から個人住民税均等割と併せて賦課徴収することとされた森林
環境税について、現在の白河地方広域市町村圏整備組合規約では、滞納整理のための徴収可
能な税として規定されていないことから、徴収可能な税として規定するものです。規約の一
部を変更するものであり、組合を構成する全ての市町村の議会の議決を必要とすることから、
本村議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第69号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第20、議案第70号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第70号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
ついてご説明を申し上げます。

議案書の38ページをお開き願います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律など
の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、後期高齢者医療の被保険者証
が発行されなくなるため規約の一部を変更するものであります。組合を組織する全ての市町
村の議会の議決を必要とすることから、本村議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第70号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎認定第1号～認定第9号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第21、認定第1号 令和5年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第29、認定第9号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、認定第1号から認定第9号までの9件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年度における一般会計のほか、各特別会計の歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算の事業書の内訳等につきましては、別冊の令和5年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び令和5年度主要施策の成果及び予算執行の実績をご覧いただきたいと思います。

これらを用いた各会計の決算内容などにつきましては、鈴木副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、認定第1号 令和5年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

以下、令和5年度一般会計歳入歳出決算書でご説明いたしますので、決算書の6ページをお開き願います。

令和5年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は収入済額欄に記載のとおり35億8,523万7,586円、歳出総額は支出済額欄に記載のとおり32億1,549万8,177円、差引残高は3億6,973万9,409円となっております。ここから令和6年度へ繰り越すべき財源1億2,216万3,000円を差し引き、実質収支額は令和6年度一般会計へ繰越しする額欄に記載のとおり2億4,757万6,409円となります。

それでは、歳入決算の主なものについてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

以下、表頭の収入済額の欄、表の右から4つ目です、4列目をご覧ください。

1款村税2億8,293万7,916円につきましては、村民税、固定資産税の増収などにより、前年度比941万1,954円の増額となっております。

9ページをお開き願います。

10款地方交付税18億6,251万4,000円につきましては、特別交付税の増額があったものの普通交付税及び震災復興特別交付税は減額になったことにより、前年度比4,512万1,000円の減額となっております。

12ページをお開き願います。

14款国庫支出金2億1,848万9,211円につきましては、前年度比9,974万2,884円の減額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費補助金の減額及び過年度災害復旧事業費負担金の減額によるものなどであります。

14ページをご覧ください。

15款県支出金2億7,489万263円につきましては、前年度比575万6,816円の減額となっております。これは、ふくしま森林再生事業費補助金などの増額があったものの、無線システム普及支援事業費補助金の減額などによるものであります。

16ページをご覧ください。

16款財産収入2,200万857円につきましては、前年度比1,620万94円の増額となっておりますが、これは主に不要となっていた公用車の売払収入の増額によるものであります。

17ページをご覧ください。

17款寄附金1,995万3,500円につきましては、前年度比1,103万5,002円の増額となっておりますが、これは主に農林業振興協力金1,000万円の増額によるものであります。

なお、令和5年度におけるふるさと納税は805件、885万円となっており、令和4年度比で198件の増額、金額にいたしますと約44万円の増額となっております。

18款繰入金2億5,648万3,920円につきましては、前年度比1,207万9,568円の減額となっております。これは、主に令和4年度におきまして、庁舎空調設備更新事業への単年度限りの基金繰入金があったため令和5年度は前年度対比で減額となったものであります。

21ページをご覧ください。

21款村債1億4,350万円につきましては、前年度比600万円の増額であります。これは防災対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の増額などによるものであります。

続きまして、歳出決算の主なものについてご説明いたします。

23ページをご覧ください。

以下、表頭の支出済額、表の中ほどの欄をご覧ください。

26ページをご覧くださいまして、2款総務費、1項5目14節工事請負費1,100万円につきましては、旧国保診療所解体工事に要した経費であります。

同じく27ページ、24節積立金3億9,070万541円につきましては、財政調整基金、教育施設整備基金、公有施設整備基金などを基金に積み立てたものであります。

同じく6目12節委託料2,189万6,052円につきましては、若者未来創出会議などに係る業務、デマンド交通実証運行業務、草刈り応援隊構築業務、関係人口創出拡大サイト管理システム構築業務などに委託したものであります。

同じく18節負担金、補助及び交付金2,962万5,559円につきましては、地域公共交通協議会負担金、地方路線バス運行維持対策費補助金などであります。

28ページをご覧ください。

同じく9目12節委託料2,914万5,812円につきましては、業務改革支援業務、光ファイバー網など情報機器の保守業務などを委託したものであります。

29ページをご覧ください。

同じく10目の総額2,496万1,369円につきましては、低所得世帯支援事業給付金及び物価高騰対策給付金給付事業に係る事務費と給付金であります。

32ページをご覧ください。

4項3目の総額579万5,008円につきましては、令和5年4月23日執行の鮫川村村議会議員選挙に要した経費であります。

33ページをご覧ください。

同じく4目の総額331万6,309円につきましては、令和5年8月27日執行の鮫川村鮫川村長選挙に要した経費でございます。

35ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目12節委託料1,509万6,800円につきましては、村民保養施設さざり荘の指定管理業務などであります。

同じく18節負担金、補助及び交付金3,738万3,000円につきましては、村社会福祉協議会活動費補助金などであります。

また、27節繰出金3,998万4,487円につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定への繰

出金であります。

36ページをご覧ください。

同じく 3 目18節負担金、補助及び交付金4,017万5,363円につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金などであります。

また、27節繰出金1,129万62円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

同じく 4 目27節繰出金8,096万9,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、37ページ、ご覧ください。

同じく 5 目12節委託料381万3,760円につきましては、障害者の相談支援業務、基幹相談支援センター業務などを委託したものであります。

また、19節扶助費 1 億1,691万5,831円につきましては、障害者自立支援給付費などあります。

38ページをご覧ください。

2 項 2 目19節扶助費3,210万5,000円につきましては、児童手当の給付額であります。

39ページ、同じく 5 目の総額2,542万6,431円につきましては、こどもセンターの施設の維持管理運営に要した経費であります。

40ページをご覧ください。

同じく 7 目の総額269万3,616円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る事務費と給付金であります。

次に、41ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 1 目12節委託料1,314万5,153円につきましては、住民健診業務などに要した経費であります。

42ページをご覧ください。

19節扶助費899万5,435円につきましては、社会保険に係る乳幼児、子供、妊産婦の医療費助成であります。

同じく 2 目12節委託料896万6,012円につきましては、小児肺炎球菌ワクチンや高齢者へのインフルエンザなど定期予防接種のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関する各種業務に要した経費であります。

続きまして、44ページをご覧ください。

同じく 4 目18節負担金、補助及び交付金8,910万3,000円につきましては、東白衛生組合、東白斎苑の運営費負担金のほか、合併処理浄化槽設置事業、飲料水確保対策事業の実施者等に対する補助金であります。

同じく27節繰出金7,526万4,000円につきましては、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計への繰出金であります。

45ページをご覧ください。

6 目14節工事請負費572万円につきましては、保健センター屋根漏水修繕工事を実施したものであります。

46ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 2 目12節委託料3,224万6,030円につきましては、農産物加工直売所の施設運営に対する指定管理業務などであります。

同じく 3 目 7 節報償費1,064万4,490円につきましては、大豆生産奨励事業報償などであります。

同じく12節委託料485万2,438円につきましては、新規就農者 P R 動画制作業務、新規就農者 P R パンフレット等作成業務などを委託したものであります。

47ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金537万7,490円につきましては、イノシシ等による鳥獣被害防止に係る事業費補助金などのほか、農業次世代人材投資資金といたしまして、令和 3 年度の新規就農者 1 名に対して150万円を交付したものであります。

また、24節積立金1,000万円につきましては、令和 5 年度から青生野太陽光発電所の売電収入の一部を農林業振興協力金としまして、農山漁村活性化基金に積み立てたものであります。

49ページをご覧ください。

同じく 8 目18節負担金、補助及び交付金 1 億400万2,609円につきましては、農用地保全活動や多面的機能を維持するための活動を実施した集落に対しまして、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金などを交付したものであります。

次に、2 項 1 目12節委託料9,165万808円につきましては、ふくしま森林再生事業における森林整備業務、年度別計画作成業務、同意取得業務、また広葉樹林再生事業における事前調査業務、森林環境譲与税事業業務などを委託したものであります。

50ページをご覧ください。

24節積立金1,849万7,282円につきましては、森林環境譲与税基金及び館山公園整備推進事業基金に積み立てたものであります。

7款商工費、1項1目12節委託料6,165万7,500円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、村民当たり1万円のまめな暮らし応援商品券を2回交付し、また当該商品券発行業務を村商工会に委託したものであります。

18節負担金、補助及び交付金1,358万3,350円につきましては、商工会指導職員設置に要した経費などを村商工会などに対して補助したものであります。

51ページをご覧ください。

同じく3目12節委託料934万4,520円につきましては、四季の風景づくり事業業務、村の魅力発掘教室業務などを委託したものであります。

また、14節工事請負費116万6,000円につきましては、鹿角平観光施設案内標識設置工事に要した経費であります。

53ページをご覧ください。

8款土木費、2項1目12節委託料2,400万9,700円につきましては、国・県道、村管理道路の雑草刈り払い業務、除雪業務、道路台帳整備業務及び国有林野の貸付測量業務に要した経費であります。

同じく14節工事請負費2,740万1,000円につきましては、道路河川の維持補修に要した経費であります。

次に、54ページをご覧ください。

同じく2目12節委託料3,015万1,000円につきましては、村道橋梁修繕調査設計業務、河川護岸工事の測量設計業務に要した経費であります。

同じく14節工事請負費5,603万3,300円につきましては、村道岩野草水口線ほか、1路線の舗装補修工事、3か所の河川護岸工事に要した経費であります。

56ページをご覧ください。

9款消防費、1項2目17節備品購入費528万円につきましては、小型動力ポンプ2台を更新するため購入したものであります。

同じく3目12節委託料4,746万3,900円につきましては、防災行政無線における操作卓更新業務などを委託したものであります。

59ページをご覧ください。

10款教育費、2項1目14節工事請負費333万690円につきましては、鮫川小学校における防

犯カメラ設置工事、スクールバス回転場舗装工事などに要した経費であります。

同じく 2 目 13 節使用料及び賃借料 500 万 3,333 円につきましては、鮫川小学校における G I G A スクール用タブレット借料、教育用パソコン借料などに要した経費であります。

61 ページをご覧ください。

同じく 3 項 1 目 14 節工事請負費 804 万 7,380 円につきましては、鮫川中学校における教室 L E D 照明改修工事、体育館放送設備工事、防犯カメラ設置工事などに要した経費であります。

同じく 2 目 13 節使用料及び賃借料 571 万 1,737 円につきましては、鮫川中学校における G I G A スクール用タブレット借料、教育用パソコン借料などに要した経費であります。

66 ページをご覧ください。

6 項 1 目 18 節負担金、補助及び交付金 561 万 5,744 円につきましては、さめがわスポーツクラブ補助金、鮫川村スポーツ協会補助金などであります。

同じく 2 目 12 節委託料 1,287 万 4,406 円につきましては、村体育施設指定管理業務などあります。

67 ページをご覧ください。

同じく 3 目 27 節繰出金 3,510 万円につきましては、学校給食センター特別会計への繰出金であります。

次に、財産に関する調書のうち基金につきましてご説明いたします。

73 ページをご覧ください。

表の左側になるんですが、(1) 財政調整基金の表中、備考欄をご覧ください。

繰り出し処分といたしまして、こどもセンター運営事業費など 6 事業に対して 1 億 8,160 万円を繰り出しし、積立金といたしまして、地方財政法の規定に基づく積立てなど 2 億 3,641 万 7,199 円を積み立てた結果、決算年度末現在高は 7 億 4,853 万 3,114 円となっております。

次に、表の右側、(2) 教育施設整備基金ですが、小学校施設整備事業費など 2 事業に対して 1,070 万円を繰り出してあります。積立金としましては、特別積立金など 7,001 万 3,358 円を積み立てた結果、決算年度末現在高は 7 億 5,670 万 7,537 円となっております。

75 ページをご覧ください。

表の右上になります。

(13) 公有施設整備基金についてですが、繰り出し処分として旧国保診療所解体事業費など 4 事業に 2,060 万を繰り出しし、積立金として財産貸与収入など 7,561 万 4,701 円を積み立

てた結果、決算年度末現在高は9億2,765万5,365円となっております。

続きまして、認定第2号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

81ページをお開きください。

表の欄外をご覧ください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり3億9,815万7,367円、歳出決算額は支出済額欄のとおり3億9,639万4,043円、差引残額176万3,324円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

82ページをお開きください。

表頭の収入済額の欄をご覧ください。

1款国民健康保険税7,527万6,670円につきましては、前年度比112万9,600円の増額となっておりますが、これは被保険者の所得額の増によるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

86ページをご覧ください。

表頭の支出済額欄をご覧ください。

2款保険給付費2億5,994万7,378円は、前年度比1,211万782円の増額となっております。

なお、本村の昨年度の医療費の動向といたしましては、国民健康保険加入者1人当たり前年度比8.9%の増、1世帯当たりも前年度比7.7%の増となっております。

続きまして、認定第3号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

93ページをお開きください。

表外、表の下のところになりますが、歳入決算額は収入済額欄のとおり5,372万900円、歳出決算額は支出済額欄のとおり4,571万5,079円、差引残額は800万5,821円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

94ページをご覧ください。

1款診療収入3,399万4,804円につきましては、前年度比598万3,924円の減額となっております。これは、診療件数が前年度と比較いたしまして165件減少したことなどによるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

96ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目 12 節委託料 1,121 万 5,112 円につきましては、医師業務に係る委託料などによるものであります。

続きまして、認定第 4 号 令和 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

101 ページをお開きください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり 8,494 万 1,672 円、歳出決算額は支出済額欄のとおり 7,640 万 6,177 円、差引残額は 853 万 5,495 円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

102 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料 2,506 万 1,833 円につきましては、前年度比 26 万 509 円の増額となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

104 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目 12 節委託料 982 万 4,705 円につきましては、公営企業会計法適用化支援業務などに要した経費であります。

続きまして、認定第 5 号 令和 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

111 ページをお開きください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり 1,911 万 1,404 円、歳出決算額は支出済額のとおり 1,648 万 5,262 円、差引残額は 262 万 6,142 円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

112 ページをご覧ください。

1 款使用料及び手数料 72 万 8,220 円につきましては、前年度比 20 万 1,070 円の減額となっております。これは、年間利用延べ人数が前年度と比較し 185 人減少したことなどによるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

113 ページをご覧ください。

2 款公債費 988 万 4,278 円につきましては、過疎対策事業債の繰上償還などによるものであります。

続きまして、認定第 6 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてご説明申し上げます。

119ページをお開きください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり4,210万4,649円、歳出決算額は支出済額欄のとおり3,606万2,901円、差引残額604万1,748円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

120ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料863万7,448円につきましては、前年度比50万8,400円の減額となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

122ページをご覧ください。

1 款施設費、1 項 1 目12節委託料703万8,372円につきましては、公営企業会計法適用化支援業務などに要した経費であります。

続きまして、認定第7号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

129ページをご覧ください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり5億232万8,386円、歳出決算額は支出済額欄のとおり5億225万8,249円、差引残額7万137円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

130ページをご覧ください。

1 款保険料8,355万1,880円は、ほぼ前年度と同額となっております。

2 款国庫支出金1億2,288万415円は、前年度比389万6,540円の減額となっております。

次に、131ページ、3 款支払基金交付金1億1,968万4,000円につきましては、前年度比324万4,000円の増額となっております。

4 款県支出金6,729万7,506円は、前年度比408万9,592円の減額となっております。これらは、いずれも国・県・村及び社会保険診療報酬支払基金がそれぞれの負担割合に応じ負担する介護給付費の財源となるもので、令和6年度に精算することになります。

次に、132ページをご覧ください。

6 款繰入金8,346万9,000円につきましては、前年度比596万9,493円の増額になっておりますが、これは介護給付費に対する村の負担金とその事務に係る繰入金でございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

135ページをご覧ください。

2 款保険給付費 4 億3,054万6,456円につきましては、前年度比2,220万9,217円の増額になっております。これは、施設入所者の増加に伴い介護給付費が増額になったことが主な要因であります。

なお、令和5年度の要介護・要支援の認定者数は221人で、介護給付費を1人当たりに換算いたしますと194万8,174円、これは前年度比8万3,621円の増額となっております。

続きまして、認定第8号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

143ページをご覧ください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり1億567万8,167円、歳出決算額は支出済額欄のとおり1億134万9,001円、差引残額432万9,166円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものをご説明いたします。

144ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金6,001万3,568円につきましては、古殿町から負担いただいているものでありますが、前年度比397万5,914円の増額となっております。

次に、2 款繰入金3,510万円、前年度比510万円の増額及び4 款諸収入573万3,905円、前年度比250万8,618円の減額につきましては、令和5年11月から給食費の無償化を実施したことなどによるものです。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

146ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項1 目12節委託料1,978万2,871円につきましては、給食調理業務などの委託に要した経費であります。

同じく14節工事請負費873万9,500円につきましては、給湯ボイラー更新工事などに要した経費であります。

続きまして、認定第9号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

151ページをお開きください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり4,003万3,998円、歳出決算額は支出済額欄に記載のとおり3,995万259円、差引残額8万3,739円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

152ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料2,863万4,450円につきましては、被保険者の所得額の増などにより、前年度比231万1,150円の増額となっております。

歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

154ページをご覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目18節負担金、補助及び交付金3,916万1,162円につきましては、広域連合に負担金として納付したものであります。

以上で、認定第1号から認定第9号までの9件について、各会計の決算認定に係る詳細説明とさせていただきます。

◎監査報告

○議長（前田武久君） ここで、令和5年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、令和5年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表してご説明を申し上げます。

議案書の40ページから44ページであります。

第1の審査の実施根拠であります。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります。1の審査の対象は（1）の令和5年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から、（2）から（9）までの令和5年度特別会計歳入歳出決算並びに（10）令和5年度各基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査期間であります。令和5年8月1日から7日までの実質5日間実施をいたしました。

3の審査手続であります。この審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなど

に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検・照合するとともに関係各課等の説明を聴衆し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、令和5年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と8つの特別会計を合わせますと、歳入総額48億3,131万4,129円、歳出総額44億3,011万9,148円、歳入歳出差引額は4億119万4,981円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、いわゆる繰越明許費繰越額1億2,216万3,000円を差し引いた2億7,903万1,980円が次年度へ繰越しとなる額であります。

厳しい財政状況の中で財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに對し敬意を表します。

一般会計の主な事業として、旧国保診療所解体工事、防災行政無線操作卓更新業務、関係人口創出拡大サイト管理システム構築業務、業務改革（BPR）支援業務、高齢者福祉計画介護保険事業計画策定業務、保健センター屋根漏水修繕工事、新規就農者PR動画作成業務、遠ヶ竜地区森林整備業務、鹿角平観光施設案内標識新規設置工事、飲料水確保対策事業補助金、道路及び河川維持補修工事、中学校体育館放送設備修繕工事など、国・県の補助金及び交付金を積極的に活用し、住みよい村づくりの実現に努められました。

徴収関係では、村民税、固定資産税、軽自動車税について滞納繰越分を含め277万8,794円の収入未済額がありました。これは、前年度と比較すると72万9,821円の増額となります。このような傾向は、今後も続くものと推察されます。

納税は村民全てが負う義務であり、収入未済額の解消に向け、引き続き納税推進と納税に對する啓発を行い、税収の確保に努めていただきたいと思います。

以下は、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

42ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から43ページの10、後期高齢者医療特別会計並びに11の基金会計につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

44ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び8つの特別会計の収入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算係数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計とも黒字で翌年度へ引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効率的な財政運営を図り、村民生活向上のため、各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

以上により、令和５年度鮫川村一般会計及び各特別会計の決算は正当と認めるものであります。

以上をもちまして、令和５年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これで代表監査委員の報告は終わりました。

◎議員派遣の件

○議長（前田武久君） 日程第30、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、お手元に配付のとおり議員の派遣を決定しようとするものであります。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

19日、20日は午前９時から常任委員会で議案調査を行います。

24日午前９時から現地調査を予定しています。

なお、21日から23日まで休会といたします。25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時04分)

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和6年第5回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月25日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第58号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第59号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第60号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第61号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第62号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第63号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第64号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第65号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第66号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第67号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第68号 鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略「基本構想」の策定について

質疑・討論・採決

日程第 1 2 議案第 6 9 号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について

質疑・討論・採決

日程第 1 3 議案第 7 0 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

質疑・討論・採決

日程第 1 4 認定第 1 号 令和 5 年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 1 5 認定第 2 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 1 6 認定第 3 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 1 7 認定第 4 号 令和 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 1 8 認定第 5 号 令和 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 1 9 認定第 6 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 2 0 認定第 7 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 2 1 認定第 8 号 令和 5 年度鮫川村学給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 2 2 認定第 9 号 令和 5 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 2 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 7 1 号 令和 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 4 号）

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 2 同意第 1 号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 3 同意第 2 号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 4 同意第 3 号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（9 名）

1 番	窪 木 浩 一 君	2 番	本 郷 弘 義 君
3 番	青 戸 義 之 君	5 番	森 田 重 男 君
6 番	森 隆 之 君	7 番	遠 藤 貴 人 君
8 番	北 條 利 雄 君	9 番	緑 川 茂 君
10 番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	藤 田 充 君	総務課長	矢 吹 かおり 君
住民福祉課長	齋 藤 利 己 君	農林商工課長	我 妻 正 紀 君
地域整備課長	鈴 木 隆 寛 君	教育課長	渡 邊 敬 君

村づくり
推進室長
会
管理
出納者
室兼
長

船 木 博 枝 君
鈴 木 千鶴子 君

代
監 査 委 員

森 洋 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 会 長

古 舘 甚 子

書 記 鈴 木 庄 悟

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

お手元に配付しました閉会中の継続調査申出書が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第58号 鯨川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号 鯨川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号～議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第2、議案第59号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第10、議案第67号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第11、議案第68号 鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略「基本構想」の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号 鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略「基本構想」の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第12、議案第69号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第13、議案第70号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
ついてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第14、認定第1号 令和5年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22、認定第9号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） これから認定第1号 令和5年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第2号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第3号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診会計）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第４号 令和５年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第５号 令和５年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第６号 令和５年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第７号 令和５年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採
決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第８号 令和５年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定につ
いてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第9号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（前田武久君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時14分）

○議長（前田武久君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

ただいま村長から議案第71号から同意第3号までの4議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 4 とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から同意第 3 号まで日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 4 として議題とすることに決定しました。

◎議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第 1、議案第71号 令和 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第71号 令和 6 年度鮫川村一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の第 5 回議会定例会におきまして、令和 6 年度一般会計補正予算（第 4 号）を追加提案させていただきます。

内容といたしましては、令和 5 年 8 月 7 日に発生いたしました村道内ケ竜・滝ノ下線地滑り災害復旧事業に要する応急本工事の追加工事及び本対策工事を実施するための予算であります。

去る 9 月 11 日、12 日の 2 日間にわたり国の災害査定を受けた結果による補正計上であり、速やかに復旧工事を進める必要があることから、追加提案させていただくものであります。

補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

それでは、議案書の 1 ページ、事項別明細書も同じく 1 ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額 34 億 7,890 万 9,000 円に対し、今回 3 億 1,300 万 5,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を 37 億 9,191 万 4,000 円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。

14款国庫支出金、1項3目1節公共土木施設災害復旧事業費負担金2億250万5,000円の増額は、村道内ケ竜・滝ノ下線地滑り災害復旧事業に対する国庫負担金であります。

21款村債、1項8目1節公共土木施設災害復旧事業債1億1,050万の増額は、現年度公共土木施設災害復旧事業債を借り入れるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

11款災害復旧費、1項1目現年度土木施設災害復旧費、12節委託料51万5,000円の増額は、測量設計費に追加が生じたため増額補正するものであります。

14節工事請負費3億644万の増額は、現在施工中である応急本工事に要する追加工事費1,300万及び本対策工事費2億9,344万を増額補正し、繰越予算と合わせた工事請負費の予算総額を3億4,444万とするものであります。

また、13款予備費605万の増額は、財源内訳の変更に伴うものであります。

以上で議案第71号の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君）　討論なしと認めます。

これから議案第71号　令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君）　追加日程第2、同意第1号　鮫川村教育委員会委員の任命につき同意

を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、同意第1号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

教育委員は、市町村長が議会の同意を得て任命することとなっており、現在、鮫川村教育委員会の委員の定数は条例で3名とされております。

今回、教育委員として任命したい方は、大字西山にお住まいの鈴木千春氏でございます。住所、生年月日は記載のとおりであります。

鈴木氏は、令和2年10月1日から現在まで1期目の教育委員として、令和6年9月30日までの任期でご尽力をいただいているところでありますが、さらに4年間、村教育委員会委員としてご活躍をいただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。

以上で同意第1号の提案理由とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号～同意第3号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第3、同意第2号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてから追加日程第4、同意第3号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、同意第2号から同意第3号までの鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2件についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから6ページになります。

固定資産評価審査委員会委員は、市町村長が議会の同意を得て選任することとなっており、現在3名の委員により運営されておりますが、4期12年間をお務めいただきました藤元健次郎氏が9月30日の任期満了をもって退任することとなりました。長い間のご奉職に感謝を申し上げます次第であります。

後任の委員として、大字赤坂中野にお住まいの緑川好之氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。住所、生年月日は記載のとおりであります。

同じく、9月30日に任期満了を迎える大字青生野にお住まいの岡部忠市氏におかれましては、令和3年10月1日から現在まで1期目の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいているところでありますが、このたび再任いたしたく、同規定に基づき議会の同意を求めるものであります。住所、生年月日は記載のとおりであります。

なお、任期につきましては、緑川好之氏とともに令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間となります。

以上で同意第2号から同意第3号までの提案理由とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第2号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第3号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第5回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時31分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和6年9月25日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 窪 木 浩 一

署 名 議 員 本 郷 弘 義